

No. 1374

刑 政

刑務協會發行

第 七 拾 參 號



74

新年の辭

普天の下率土の濱、佳氣祥瑞堂に滿ち、國運隆昌雍々たる新春を迎ふ、吾人は昭明なる新年の劈頭に於て謹んで帝國の興隆を頌し、實祚の無窮を祈り、併せて會員諸氏の健康を祝す。

癸亥の天災は帝都の大半を焦化し、臥薪嘗炭香ならざる慘狀を呈したりしが、此の苦き經驗は尊き教訓となりて省察と努力の重すべきを示現し、今や更生の精神は鬱勃として起り、復興の事業は斧鉞の音高く響き、着々として進捗し、京濱の刑務所亦災後應急施設と共に面目一新の計畫を立て、之が再興に努めつゝあるは吾人の意を強ふする所にして、當局の勞を多とし、只管自重奮勵を冀ふて止まざるものなり。更に一般行刑の事業に就ては刑罰思想の進歩に伴ひ釐革すべきもの枚擧に遑あらず。變遷極りなき時に際しては、舊慣を墨守して遲疑することなく、速かに時弊を矯正して刷新を計るべく、殊に思想界物質界の變動は行刑事業に其の反響を及ぼすことは必然なるを以て、常に其の歸嚮する所を察し、之と順應するの用意と抱負なかるべからず。現に中央に於て行刑制度調査會の設けありて討究日を重ね、査覈月に進み、脱稿將に成らんとしつゝあるは此間の消息を物語るものと謂ふべし。

翻て我協會の事業に觀るに、刑務全般に涉りて計畫實行を要するもの頗る多く、活動映畫の選擇看讀書籍の査閱の如き未だ遺憾の點少からざるに、加ふるに本年に於て新に施設せんとする既定の事項あり。今後更に簇生すべき事項亦吾人の心頭を刺戟しつゝあり。吾人は緻密の用意と不撓の努力とを以て陣頭に立ち重大なる使命に服して懈らざらんことを期す。新年の初頭重ねて會員諸氏の健康を祝し、冀はくば諸氏の援助を給ひ、筆硯の幸多からんことを祈る。記して以て新年の辭と爲す。

第參拾七卷 第壹號 目次

新年の辭……………卷頭言

新刑事訴訟法と刑罰の執行……………判事 垂水 克己(一)

刑罰觀念の變遷と建築……………小菅刑務所長 有馬四郎助(二)

行刑衛生私論……………檢事司法省囑託 正木 亮(三)

釋放後短期間の再入受刑者移所の方策……………水戸刑務所長 奥田 峻(四)

公衆衛生……………醫學士 古瀬 安俊(五)

行刑上の重大問題に就いて……………教誨師 藤木 法林(六)

獨逸少年裁判所法の基礎觀念……………野尻 生(七)

予は看守諸君と語る……………有馬四郎助(八)

常識の泉……………(五五)

行刑統計……………(六一)

叙任……………(六六)

訓令通牒……………(七〇)

衆報……………(七一)

□朝鮮總督府に刑務所教務調査會開設……………(七一)

□朝鮮刑務所醫事衛生事務の改善……………(七三)

□總裁の更迭……………(七三)

□會長更迭……………(七三)

□本田學士の就任……………(七三)

□新年名刺交換會中止……………(七三)

□刑務官練習所卒業式豫定……………(七三)

圖書紹介……………(七)

- 會計檢査院假事務所引上……………(七一)
- 教化用活動寫眞刑務所巡回映寫……………(七一)
- 朝鮮清津刑務所逃走事件鎮壓逮捕功勞者表彰……………(七一)
- 名譽會員の推薦……………(七一)
- 贈與金……………(七一)
- 賀表賀牋を奉呈……………(七一)
- 本會建物の貸付……………(七一)
- 寄附金……………(七一)
- 當會の電話復舊開通……………(七一)



新刑事訴訟法と刑罰の執行

垂水克己

大正十三年一月一日より新しい刑事訴訟法(大正十一年法律第七十五號)が施行せられた。そうして過去三十三年の間我國を支配し來つた刑事訴訟法は大正二年の刑事略式手續法と共に今や廢止せらるゝに至つたのである。凡そ新法の實施に當つては新舊兩時代に跨がる行為の效力に就て問題を生ずるを常とするが新刑事訴訟法は此點に就ては明文を以て、*lex retro*に、次の如く解決してゐる——新刑事訴訟法は舊時代(新法施行前)に生じたる事件にも亦適用する、但し舊時代に舊刑事訴訟法に依つて爲したる訴訟手續は其健有效である(刑事訴訟法附則六一六條)と。換言すれば現に我司法官一般の意見を支配してゐる通説のやうに『舊法時代に爲したる訴訟手續は舊法の規定に違背せざれば有效なるのみならず舊法の規定に違背するも新法の規定に依り其手續を有效と認むべきものは亦其效ありと解釋せらるべきものである。』(控訴院長會同に大審院より提出されたる意見参照)

斯くて過渡的訴訟事件及び今後一般の訴訟事件に及ぼす新法の效力の問題は明白に吾々に判つた譯である。

言ふ迄もなく時を標準として言へば我が刑訴訟は世界で最も新しい刑事訴訟法であると謂へる然し新しい法律必ずしも新らしくない、新らしいと言ふことを進歩と解し舊きものが持てる缺陷より脱し且つ前代のものに卓越せるものとの意味に解するならば我々は新法が舊法に較べて、將た又、世界各國の訴訟法に較べて果して多くの本質的に新しい誇るべき或物を有するや否や頗る疑なきを得ないのである、何となれば舊法は佛蘭西の現行法たるナボレオンの一八〇八年の治罪法 *Code d'instruction criminelle* を模倣した所の明治十三年の『治罪法』を實際に於て踏襲したものであるが新法も亦根底に於て舊法を筋骨とし之と多く逕庭なきことは動かざる事實なるが故である。私は今茲に其詳細を論ずるを得ぬが要するに吾國が大正十三年に於て訴訟改革を實行したと考ふることは寧ろ失當であらうと思ふ。

遮莫、新法は多大の苦心の結果として立法技術 (*legislative technique*) の點に於て遙かに舊法を凌いでゐることは一見明瞭である、しかのみならず近時我國に於ては可成りの刑事政策的改善が企てられ且實行せられ社會一般が刑事的社會現象に對してより深き注視を向ける様になると共に司法官、行刑官の頭腦も進歩し學者の是等國家機關に期待する所も多きを加へて來た。一體社會學の見地に立つて觀るならば法律殊に訴訟法は其規定自體よりしては其價値を判斷することは出來ないものであつて少くとも之が運用の衝に當る國家機關の間に發達する實際の慣行 *Praxis* と國家機關の職に在る人々總體の品質とを眼中に置かねばならぬ。蓋し法律の正文が如何にあるかと云ふ問題よりも法律が如何に行はれてゐるか云ふ問題の方がより重大であるからである。後の問題を外にして前の問題を決定することは生ける法律現象の研究としては殆んど價値なき仕事である、往昔、大實律令制定せられ法文大いに備はつたが暫らくにして多く行はれざるに至つた、佛蘭西の現行刑事訴訟法は形式上ナボレオンの治罪法であるけれども判例と訴訟の實際慣行とは新時代に適應するために治罪法を飛越えて發達し現時佛國の刑事訴訟は最早百十餘年前の治罪法の下に於ける刑事訴訟の姿ではなくなつてゐる。若し大實律令や佛國治罪法の正文のみを捉へ來つて當時の法律を論ずるものあらば誰か能く之を首叩

し得るものがあるであらうか。且つ訴訟法が國家機關の職に在る人々總體の品質の良否と其の法律の實際の取扱とに重大の關係を有することは蓋し他の法律の比でない、何となれば犯罪の處理—刑罰手續—刑罰の執行は専ら國家機關が排他的に之を行ひ私法關係の如く私人の處理(例へば私刑、復讐、和解)を許さぬから法律の運用如何は唯だ、國家機關にのみ繫つてゐるからである。そうして此國家の司法機關の總體こそ法律を良くもし悪しくもするものである、一世紀前の治罪法を兎も角も現代の社會に活用して行つて他國に劣らざるを得るものは流動的なる司法機關總體及び陪審の頭腦と其生み出せる判例及び慣行とに因るに非ずして何であらうか、決して治罪法そのものゝ優れたる立法なるが爲めではない。斯く觀じ來れば吾々には、刑事訴訟法の運用に當つては特に司法官、行刑官が重要な殆んど決定的なる役目を持つてゐること従つて又新刑事訴訟法の實施に當つては他の多くの法律のそれと異り是等の國家機關に期待せられてゐるものが非常に多いことが明白になつた。しかり而うして私の信ずる所では日本の文物は歐米のそれに比して可成りに劣るものが多いが少くとも我が司法官行刑官に至つては甚しくは彼等に劣つてはゐない、加之曩にも一言したやうに近時は其頭腦も一般に進歩して來たことは否めなと思ふ。果して然らば此の面目を一新した新訴訟法と此司法官行刑場關とによつて訴訟及び行刑の改新が實現され得る可能性は大いにあると謂へるのではあるまいか。新法は司法行刑の衝に當る者に與へられたる法典としては他國の法律に比し決して劣るものではない。

二

ところが私は新法の實施を機會として茲に是非共主張して置きたいことが一つある、それは外でもない『裁判所は自らに便宜なる訴訟上の慣習を作れ』と云ふことである。私は必ずしも『裁判官に依る立法』を高調するものではない、又、慣習法を發達せしめよと云ふものでも固よりない。然し乍ら前にも云ふやうに司法官は訴訟の中心であり最も重要

なる法の把持者であり且つは訴訟に關聯して起つて來る幾多の事情幾多の自然的法則の當面の熟識者である。法を實際に運用すれば如何なる困難が生じて來るか、法を圓滑に運用せんとすれば如何なることが爲されなければならぬかの消息に精通するものは實に經驗ある當事者たる裁判官を措いて外にないのである。故に私をして言はしむれば少くとも訴訟法の立法及び改正に當つては第一の利益關係人として裁判官の意見が最も多く尊重せられねばならない筈である。それにも拘はらず今次の訴訟法改正に當つて司法官の意見が深く求められもせず又出されもしなかつたことは我が法曹界、法學界にとつて残念なことではなかつたか。然し繰り返へし述べるやうに訴訟法の運用に付て最高權を握つてゐるものは此法を活かしもし殺しもすることの出来るものは裁判官であるから裁判官は宜しく法の自由法的解釋と實行とによつて自らに利益なる訴訟上の慣習を作るべきである。蓋し一派の裁判官の觀る所に依れば新法に於ては被告人の地位を特に尊重して居り又辯護人や檢事の利權も少からず計られてゐる。勿論それは希望する所であるけれども之に反比例して裁判官の負擔は愈々重くせられてゐるが是れは實害なき限り救済せられねばならぬと考へられるからである。例へば辯論更新の手續や證據書類讀問の手續を省略すること、是は如何に自由な法律解釋を採つても其違法たることは議論の餘地がない、調書や判決書が日附の日に實は完成し居らざること、是も同様であらう。而も斯かることが一般の裁判所に事實上常則として行はれて居り而も何人も之を咎むることをしないのは周知の事實である。茲に面白味がある。凡そ社會は法律を遂行する性質を持つてゐると共に反面に或程度の違法を許す性質をも持つてゐる、此故に債務は履行せらるべきもの且つ多くは履行せらるゝものであり乍ら履行せられずして終るもの常にあり、犯罪は罰せらるべく又多くは罰せられつゝあり乍ら罰せられずして終るもの常にあるのである。吾々は斯かる法律現象を見通してはならぬ。凡そ社會事情に照らして行ふことの不可能、至難又は無意味なる法律は右の如き變態的法律現象—許容せられたる違法状態—を現出する源となるものである。ゆゑに訴訟法がたとへ訓示的若くは強行的規定を嚴定しても事情上、通常の

裁判官には實行することの困難なる場合には之と離れたる別の——場合によつては違法なる——慣行が發達せざるを得ないのである。

私は違法なる慣行を作れとは少しも主張したくない。然し乍ら現行法の下に出来るだけ自由に裁判官に樂な行ひ易き訴訟の實例を築き上げた。何となばれ裁判官は煩瑣なる手續より出来るだけ免れた樂な地位にあつてもつと肝心な問題に精力を傾倒せなければならぬものであるからである。

斯かる意味に於ける慣行は新法實施の劈頭より之を樹立することが最も有效である。

今回新法實施と共に司法部内に於て公判の證人宣誓の場合裁判長が宣誓書を朗讀する際傍聽人に至るまで満堂を起立せしむる法廷慣習を樹立しやうとの議が決議された。事の可否は別問題とし兎に角新法實施を機として裁判所が自ら或裁判慣習を定めやうとする提議の精神は私の衷心より賛同する所である。

私は今裁判官にのみ就いて論じたが検事や行刑官に就ても理論は同一でなければならぬ。

三

私は新法に對しては其規定の詳細を見る前に先づ以上の如き立場に立つてゐることを明らかにしておかなければならない。

さて新法は刑罰の執行に關して如何なる規定を置くか。抑々刑罰の執行は刑事訴訟の目的ではなく其終局である、而して財産刑の執行は其手段も效果も比較的重大でなく簡單であるから同法の規定を見ただけで其何たるかを知ることが出来る、けれども社會的に最も重大なる反應を有する自由刑の執行に至つては其性質、目的、手段の如何は刑事訴訟法の規定を見ただけでは殆んど判らないと謂つてよい、必ずや監獄法其他行刑制度に關する規定を見なければならぬ。

い、従つて是等の第一線に立つ諸法律の改正なくしては單なる訴訟法の改正を以て刑政の革新を期待することは困難なのである。吾々は先づ此事を意識した上刑事訴訟法が如何に新なる個々の規定を置いてゐるかを觀なければならぬ。

新法は『第八編裁判の執行』としてゐる。

裁判は必しも刑の言渡に限らぬ、例へば證據決定、訴訟手續上の決定の如きそれである、が裁判の最も重なるものは言ふ迄もなく刑の言渡である。『刑の執行は裁判の確定したる後之を爲す』こと新舊法同一である。

『裁判の執行は其裁判を爲したる裁判所の検事之を指揮する。』即ち、検事が執行指揮官たること亦舊法と同じ。たゞ『上訴の裁判又は上訴の取下に因つて下級裁判所の裁判を執行すべき場合は上訴裁判所の検事其執行を指揮する(蓋し上訴審の検事は上訴審に於ける裁判の結果又は取下の事實と下級審の裁判とを知り得るからである)』但し上訴後未だ訴訟記録が下級裁判所に在る間は下級裁判所の検事執行を指揮する。』

ある。』所謂裁判を記載したる調書と云ふのは新法の新しい便宜規定である。即ち區裁判所に於ては上訴の申立なき場合又は判決言渡の日より七日内に判決書の謄本の請求なき場合は書記をして判決本文、犯罪事實、罰條を公判調書に記載せしめ別に判事が判決書を作ることなくして之に代ふることが出来ることとなつてゐる。(三六一條)但し刑の執行を指揮する場合の外(例へば勾留狀の執行の指揮)は別に書面によらず裁判書の原本、謄本、抄本又は調書の謄本若くは抄本に認印を押して執行の指揮を爲すことが出来る。すなはち無罪、免訴、刑の免除、執行猶豫、公訴棄却、財産刑の言渡ありたるときは勾留中の被告人は當然放免の言渡ありたるものとせらるゝが故に(三七一條) 検事はかかる無罪等を言渡したる判決や判決記載調書に認印を押して勾留被告人出監の指揮を爲すことが出来る譯である。刑の執行の場合には勿論斯かる略式の方法を許さない。此の規定は舊訴訟法には見えなかつた。

四

-(10)-

死刑の執行は判決確定後司法大臣の命令に依つて之を爲す。死刑を言渡したる判決確定したる時は監禁保存者たる檢察官は速に訴訟記録を司法大臣に差出すべきものである。是は新舊法同一であるが大臣より死刑執行の命令ありたるときは舊法に依れば三日内に、新法に依れば五日内に執行を爲すべきものである。蓋し死刑を急ぐために生ずべき害悪を除き得る自由を伸長したのであつて五日内ならば何れの日を選ぶも差支ない。舊法と同じく『死刑の執行は檢察官及び裁判所書記の立會にて之を行ふ』元來は執行指揮者自身及び裁判の言渡を受けたる被告と受刑者との人違なきことを知り得る裁判所書記をして立會はしむる法意でもあるが、他の檢察官及び書記を立會はしむるも違法でない。立會つた裁判所書記は執行始末書を作り檢察官及び刑務所長と共に署名捺印する。此執行完了の事實を調査によつて明確にする方法も舊法と同じ。

死刑の言渡を受けたる者(一)心神喪失の状態に在るとき或は(二)其者婦女にして懐胎せるときは孰れも司法大臣の命令により死刑の執行を停止せねばならない。(一)の場合には要するに受刑者に對し刑罰を受くるものなること換言すれば自己の罪に對する刑罰として殺さるゝものなることを意識せしむるに非ずんば刑罰の執行は本人に對しては全然無意味不合理に陥るが故に外ならぬ。(二)の場合には將に生れんとする無心の兒を保護し一面將に死せんとする者に恨なからしめんとする法の人道的精神と一つには胎兒を保護して家系の絶ゆることを防がんとする趣旨とに出づる。(一)は新规定(二)は舊法にもあり。以上の理由以外の理由例へば心神耗弱、大病等あるも死刑は必ず之を執行する。停止後心神喪失状態痊愈し又は分娩ありたるときは更に司法大臣の命令あるを待つて刑死を執行する。

五

次に自由刑執行の内容に付ては監獄法、同施行細則の規定する所であつて刑事訴訟法には矢張りたゞ執行の指揮と執行の停止とに關する規定をなすに止まる然し乍ら刑事訴訟法第八編中最も光彩あるは蓋し此部分であると謂つてよからう。

(一)同法五四四條によれば懲役、禁錮、又は拘留の言渡を受けたる者が心神喪失の状態に在る時は刑の言渡を爲したる裁判所の檢察官又は其者の所在地の地方裁判所の檢察官の指揮により、其痊癒に至るまで執行を停止せねばならない。果して心神喪失なりや否やの調査判断は檢察官之行ふ。若し心神喪失なるに拘はらず檢察官が執行を停止せずして執行を指揮したる場合は其法定代理人若くは保佐人は五六二條により判決を爲した裁判所に異議の申立を爲すことが出来る。心神喪失の状態は刑の執行指揮前に始まつても其後に始まつてもよい又刑の執行中に始まつてもよい。判決言渡前から心神喪失の状態が開始して居つても可い、勿論被告人が心神喪失中公判に於て審理せられ判決の言渡を受けるが如きは判事が餘程重大なる錯誤をやつた極めて稀な場合でなくてはならない何となれば被告人心神喪失の状態にあるときは三五二條により其状態の繼續する間公判手續を停止せねばならぬのみならず被告人が心神喪失なりや否やは通常見易きことであるからである。

-(11)-

右の如く執行を停止したる場合に於ては檢察官は其者を法定代理人、保佐人其他の監護義務者又は市町村長に引渡し病院其他適當なる場所(例へば隠居所、座敷牢)に入れしむることを得る。即ち檢察官は監護義務者に對し特定の又は包括的の場所(圍まれたる場所)を指定して其者の自由を制限せしむることを得る。此場合に於ける心神喪失者の自由を拘

束することは精神病者監護法其他の法令の範囲内でせなければ不法になると私は解する。何となれば假令心神喪失者なりとするも彼は刑の執行より一時免れてゐるのであるから一般の精神病者より特に不利益の地位に陥らるべきものではないのみならず、體右の規定は検事が人の自由を拘束し得べき強制手段を創定したものと解するは穩當を缺くからである。尙ほ此場合若し監護義務者等が検事の命令に背き其者を病院等に入れなかつたならば如何なる結果になるかと云ふ檢事の命令の強制力の點は一の問題であらう。刑の執行を停止せられた者は右處分あるまで之を監獄に留置し其期間を刑期に算入する、是れも留置は實質上有力なる理由なくして加へらるゝ身體の自由の拘束なるがために外ならぬ。若し留置後永久に監護處分を爲さざるときは刑期に滿つるまで留置せられ之を刑期に換算せられ、刑を終ることゝならう。

(二)前同様自由刑の言渡を受けたる者重大なる事由あるときは前同様の檢事の指揮により刑の執行を停止する事が出来る。前の場合と異り執行を停止すると否とは檢事の自由裁量に任されて居るのみならず執行を停止したる場合監護處分の如き何等かの處分を講ぜねばならぬことはい。然し停止原因の調査判断は檢事がなすこと、檢事の執行の停止又は不停止については五六二條により本人、法定代理人其他一定の者より異議の申立を爲し得ること、執行停止の原因たる事由は執行前又は執行中何時發生してもよいこと等は前段の場合と同様である。

刑の執行を停止し得べき原因たる事由に付ては法律は頗る廣汎なる自由裁量の餘地多き規定をおいてゐる、其事由は左の如くである。

(1) 刑の執行に因り著しく健康を害するとき又は生命を保つこと能はざる虞あるとき——此場合に刑を強いて執行するは本人にとつて通常の受刑者以上の大なる苦痛を與ふることゝなり殘酷なるが故である。

(2) 七十歳以上なるとき——斯かる高齢に達したる者に對し刑を行ふは前同様の毒な場合が多い。

(3) 受胎後百五十日以上なるとき——産婦の刑を受くるは平常に増して苦痛多く惹いて母子の健全を害する場合が多い故に前同様の理由と母性保護の精神から此規定を置く。

(4) 分娩後六十日を経過せざるとき——是亦(3)と同一の理由である。

以上(1)乃至(4)は單に一應の事由にすぎぬ、すなはち健康の程度と刑との相對的事情によつて決定せらるべき問題である。例へば拘留其他短期の刑、勞役を伴はざる刑或は執行季節の良好なることの如きは右の事由ある場合と雖も執行停止不要の理由となるであらう。

(5) 刑の執行に因り回復すべからざる不利益を生ずる虞あるとき——何人の蒙る不利益なるを問はず公益なると私益なるとを問はず。然し凡そ金錢的不利益は他日の努力によりて回復し得るものと解する、たゞ金錢的不利益が何等かの重大なる困難を來す場合に於て始めて回復すべからざる不利益と謂ひ得るものと信する。親一人にて多くの幼兒を養ふ場合に長期の刑を受くれば兒女の生存又は健全なる發達は眞に之を期し難しと云ふが如き場合は此一例と見るべきであらう。

(6) 祖父母又は父母七十歳以上又は癡篤疾にして侍養の子孫なきとき——我國民には老いたる親を尊敬し愛したいと云ふ感情が強く又之をよしと觀る風習がある、法は之を肯定してかゝる規定を置いた。

(7) 其他重大なる事由あるとき——例へば特殊の技能ある者が刑の言渡を受けたが今其者が就刑するときは國家的に重大なる或事業が頓挫するの止むなきに至ると云ふが如き場合もその一例であらう。此最後の規定は實に含蓄の多い意味深い規定である。要するに(1)乃至(6)は重大なる事由の例示にすぎぬ。

以上の執行停止の規定は舊法(三一九條)のそれに比して著しく進歩してゐる——舊法は(一)心神喪失の状態に在るとき(二)刑の執行に因り生命を保つ能はざるとき(三)受胎後七月以上なるとき(四)分娩後一月を経過せざるときにの

み刑の執行を停止し得べきことを定めてゐるに過ぎない。

洵に新法の執行停止に關する規定は可成り大なる訴訟進歩の可能を暗示してゐるではないか。繰り返へして云ふ、司法官は訴訟法の最高権者である、檢事は執行停止の規定を全然用ひずして法を枯死状態に置くことも出来る、所謂『重大なる事由』の中にあらゆる場合を含めて此規定を濫用したる活規定となすことも出来る、が之と同時に檢事及び行刑官の地位は一層重大なるものとなつて來た、彼は被告人を收監し毎日の日課を行はしめることの外に、絶えず在監者の精神身體の情況殊に其家庭の事情について従前の幾倍曉通してゐなければならぬことは明白である。囚人についての個人的事情の眞實なる知識と理解とが第一に必要なのである。

私は刑の執行停止の途が甚だ宏大に開かれたことを喜ぶと共に其實地に當つては刑の執行を指揮する機關及び之が執行に當る機關の間に充分な連絡がとられた上全體の間に良き慣行の發達し進歩しゆくことを前叙の理由から特に待ちまうけたく願ふものである。(完)

刑罰觀念の變遷と建築

有馬 四 郎 助

【時代思想と刑罰】 歐洲大戰を序幕として、社會改造の運動が明せずして各國に勃興し、爾來燎原の勢を以て今尙世界に瀰漫しつゝあるが、この運動を産みしものこそ所謂時代思想であつて、即ち人格の尊嚴に目醒め同時に其權能と人類愛とに目醒め來つた結果と云はねばならぬ。そうして今後那邊迄變化し行くべきか、豫じめ知ることは能はぬ、恐らく

は殆んど無限であらう、何ぜなれば夫れが人間性の本能だからだ。兎も角も斯くの如くして近時の思想が、往時のそれと大相違のあるのは顯著の事實である。然ればそれに伴ふて自ら刑罰觀念に變化を來たすべきは、亦た是れ當然の成行でなくてはなるまい。此場合に於て小昔刑務所が震災後の復舊建築に取掛るに就ては、素より當局は時代の推移に鑑み新理想の要求を充たすべく卓抜の見識を以て、百年千年の大計を立てられるは勿論と思はれる。然し乍ら試みに吾人をして、改造の時代言ひ換ゆれば弊習陋見を蟬脱して、新進の理想に鞍替すべき大事の時期に、當局が五十年と謂はず百年と謂はず千百年の後人に笑はれざる底の長計大策を畫する、今日の建築は當さに斯かる理想即ち思想に基かれるものと信じ、茲に蛇足を副ゆれば略は左の如くである。

【道義の要求】 刑罰が復讐であり威嚇であり痛苦であるなど論じ來つたのは、遠ふの昔過ぎ去つた趣味及び未開の時代に屬し、今や世界の一等國たる我國などにあられもないことだから、其思想が道義の要求に反する如きは、今更彼は論明する程野暮のみか、それは大なる國辱であるからは論外とするが、差當り受刑者の衣食住に於て苟くも人間待遇に欠くる所あらんか、即ち是れ非人道であつて矢張り暴を以て暴に代へるもの、其刑や刑たらすと云はざるを得ない。況んや人を暗愚にし病弱にし變質にし兇惡にし其他冷遇壓迫に因り種々の精神障害を加ふるが如き、縱し然らざるまでも人間性の發達を妨げ、向上せしめ能はなんだ怠慢あるに於ては、亦た到底是れ道義の要求を充たせりと云へぬ。眞に刑罰の神聖を保ち新時代の要求に叶はしめんとならば、右述べ來る如き最高の道義標準に照らし、欠くる所なきを得て始めて意義を爲すのである。故に今後の建築に就ては是非共此最高道義の標準より判下して、遺漏なきよう總ての構造設備に着手すべき必要がある。要するに普通住宅のその如き無論望むべきでない、が然りとて從來の如き型に倣つた無趣味で人間味のない物置然たる所謂牢屋タイプを、脱せない構造は斷じて之を排せねばならぬ。

【目的と手段】 刑罰は元と社會の共存共榮を謀る爲めで、何の彼のと理窟は云へるようなもの、結局は矢張り右の運

りである。若し論駁し得る點ありとしても、それは皆な附隨物に外ならぬ、其附隨物を見て本目的と誤認するは、恰かも暗夜に大象の脚足を捉へて之を其本體と爲すの類であつて、其幼稚の程は寧ろ憐むべしでないか。然らば其目的を達するには如何にせんか、矢張り其れは怖ろしき場所に入れて本人を苦しめ、同時にそれに由つて他の之に^ははんとする者を警しめねばなるまい、然らざれば其目的を達せられないと云ふかも知れぬ。然り其目的を達するには正さに手段が要る、手段なくしては目的は達せられないのが眞理だ、だが他のより善き手段にて其目的を達し得るものありとせば、何を苦んでか好んで不合理なる蠻的手段に由らんやでないか。詰り社會の共存共榮の目的を達する合理的なる手段あるに拘はらず、尙は徒らに犯人を苦める手段に由らねばならずと爲すは、是れ未だ蠻民の遺習たる復讐心を抱藏する爲めならずと云へようか、果して然れば時代錯誤も亦た甚だしと云はねばならぬ。吾人の生活は唯だ人道主義に由れる有意義の境遇を與へて、此目的を達成せしめよと云ふにあるのみである。外なし要は社會味を忘れぬだけ、他語せば安住の生活味を味はしめ得る程の設備せよと云ふ迄である。

【正義と判決】 裁判は神聖であるべきだが、其神聖は正義と伴はねば保てない、云ふ迄もなく正義は直と善と實とを要素と爲すもの、若し此要素の一を欠かんか正義は成り立ち得ないのである。然るに裁判官も神ならぬ人であり、人であるが故に時に間違なきを得ない、即ち正義の要素を充たし難き場合不諒とは云へぬ、是に於てか近時の一見民心にも裁判の神聖無謬を、聊か疑はしめる傾向あると同時に、元來不完全なる人間が同じ人間を裁判するは越擲の嫌らいがある。事實論からするも斯くの通り純理よりするも亦た同じと云ふ、世界の思潮が段々濃厚となつてくる結果として、死刑廢止論も産るれば、亦た無期刑廢止論も起る譯、現に不定刑期あり不起訴執行猶豫等のある所以も、遠く此處らに胚胎せずとは云へない。而して遂に此思想の流れを汲んで養はれたものが、今日世界の文明諸國が皆な採用してゐる教育主義の行刑法の其れである。之を約言すれば、間違だらけの人間が到底人に罰を言渡す権能はない、但し其代

りに教育者又は保護の主義の下に、科罰の權威を以て臨まずして、單に愛護養育教育の爲めにするなれば、何等越擲の嫌ひなきのみか、寧ろ當然の義務責任があると爲す、世界は此傾向に赴きつゝありと見て差支はない。吾人は今之を新思想の傾向と云ふ、敢て成文法を無視して私議を恣にするのでない、唯だ此傾向が自然新解釋を成り成文法を活用する力となるは、殊更に吾人の言を俟たぬ所であらう、而して建築上に付き遠大の計を立つるものは、宜しく豫じめ此邊に備ゆる所の識見と技術が無ければ、後世識者の笑を招き天下國家の將來を誤ること大なりと信するのである。

【建造物の靈化力】 仔細に吟味すれば生物無生物の別なく、萬物悉く互に化合力を有し直接間接有形無形に相持ちの關係がある。諺に居は氣を移し環境は人を造くると云ふも正しく眞理である。然らば餘事は皆て置き日夕起臥する所の、家屋其物が先づ吾人に如何に暗々裡の感化を及すか、是は決して少少ではない其力と量の頗る偉大なるものであるは、毫も疑ふべきでないが、手近な一例を擧ぐれば室内の整頓裝飾並に額幅置物等の如何に依つて、主人公は勿論其家族の上迄自然の感化を及ぼすこと少少ならずして上品にもすれば下品にもし、其性質迄が善惡何れにも變化するは争へないことだ。此意味合からして建築家が其心を以て總ての構造設備に注意し工夫して、之を誘ふて人間最高の藝術たる人心靈化の事を謀らんとするは、殊に近代進歩したる建築家の尤も主眼とする所の様である。是に於てか貢獻偉大建築の業愈々尊嚴を加へ、人生の感恩無限は非なる功德と謂はなければならぬ。幸に小昔刑務所も他の震災被害刑務所と共に改築の工事を創しめられ、中に英斷を以て根本的改造を實行せらるゝ當局の意圖なるに就ては、世界の趨勢に鑑み各國實驗の最長を探り、我國情に適應せしめ得る限り、工夫を凝らして而して永久に模範的基礎を此處に据へんとせらるゝの盛意を諒し、職に茲にある者誰れか感奮を禁じ得る者があらうか。惟ふに百年千年の後に知己を得て大に謳歌せらるゝ者は、多くは今人に諒解せられざるを常とす。蓋し杞憂ならんも徹底的改造を斷行せられんとする今日の場合、當局企畫者は亦此邊も豫じめ覺悟し置くべき一點かと思ふ。

行刑衛生私論

正 木 亮

茲に謂ふ行刑衛生私論とは本當の私論であつて私の感じたままの考察である。醫者の立場、建築家の立場から見れば私の議論の總てが獨斷に了れるところがあるに違ひない。されど吾々の様に行刑の文献をあさるものにはその本職の傍ら切れ／＼に思ひ付きが起るものである、而もその思ひ付きは私論として批判の材料となる場合か往々にして起る。私は何時も衛生といふ概念は總ての人間が常に體驗して居つて醫者や建築家に説明を受ければ成る程となづく程のものだと考へて居る。さるに世の中の多くの人が衛生の問題を醫者や建築家のみに委かそうとして居ることは如何にも不思議である。電車の中に「煙草はなるべく御速煙下さい」と書いてあるのは衛生問題だ。無理に取立て、煙草を濼々とする。ことが炭素と酸素の量の問題だと六ヶ數説明する必要もあるまい。おあいやが肥取りに來たり、煙草を引つはつて居るのもパチルスParasitの製造をさけるためだと問題を六ヶ數する必要もあるまい。要するに衛生學は人間が身じまいをよくすることを必要とする理屈を教へる學問である。吾々の日常の生活を合點させるのが此の學問の生命なのだ。それだけ私の議論は無鐵砲に述べ得る譯けである。私の衛生觀がそんな譯だから或は専門家から見れば一本參らされるかも知れないが免に角私論を此の觀念に起して専門家の指導を乞ひ度い。

一

行刑衛生と普通衛生との概念の差異が果して存在するか否かは問題の起るところであらう。私は此の二つの差異を一

方は行刑といふ冠りをかぶせ他方には冠りをかぶせないだけの區別に止めたい。何となれば普通衛生といふ範圍は單一廣大なものでなければならぬ。衛生學の教科書の中に刑務所の衛生に就て論じて居る者があるが衛生といふ概念に付ては同じである。只刑務所内の衛生といふ意味を明かにするが爲めに行刑衛生 (Tuchwgenhygiene) と命名するに過ぎない様である。此の點は或は學校衛生と命名し工場衛生と命名するのが其部屬の學究が便宜の爲めに學校とか工場とかの冠りをかぶせるのと毫も差異はない筈である。私は近頃行刑衛生とか學校衛生とか又は工場衛生とか謂ふ名題が顯はれて來た事を刑務所や學校や工場が集團生活であつて集團生活の存する處必ず衛生の問題が起るからだと考へる。

行刑衛生が自由刑の執行と特別關係があるかの様に論ずる人がある。然し自由刑の執行と行刑衛生といふことは全然別な觀念に屬する。丁度學校衛生に於て教授することと衛生問題とが全然別個の觀念にあるのと同じである。此の點に付て私は芥川君と見解を異にして居る、何となれば同君は昨年二月本誌に於て「行刑衛生に就て」の題名の下に「自由刑の執行と共に、受刑者には不可分的に其健康状態の侵害現象が存在して居る、換言すれば受刑者の生活に於ては必然的に其健康障礙が伴つておるのである」と紹介して居られるが私は自由刑執行と受刑者の健康障礙を不可分の關係にありとは信じない。實例に就て見ても同君の此の假定を覆す場合は屢々起つて居る。例へば花柳病患者に付て見れば、その患者にとつての禁物は刺戟物例へば酒や煙草、性交等であるが、それらの禁物は自由刑執行によつて絶対禁止せられる爲めに彼等の健康は相對的に拘禁前よりよくなつて居る場合が多い。又胃擴張患者に付て見れば彼等は規律的食事の結果反て健康を増した例は決して二三に止つて居ない。果して然らば自由刑執行と健康障害とが不可分の關係にあるとは許されぬ議論である。尤も芥川君と同説の學說を爲す外國の學者があるが而しその障害を精神上的の減退や呼吸氣病に付て主として説いて居る點から見れば芥川君の所謂健康障害と自由刑執行との關係とは違つた意味に於て私は之を解釋し度いのである。何となれば獨逸のマクス・フォン・ヤーニャク Maxv. Jaehrl やハンプトン Laymann の如斯議論は當

時旺盛なる獨居拘禁主義に反對する意味に於て之を説きたるものであつて自由刑執行と健康障害の性質を密接せしむるものだと思ふ。又夫のハワード協會が刑の執行と肺病患者との關係を表にあらわしたことも要するに拘禁方法の資料に爲す爲めで概念の混同はして居なかつたと思ふ。

故に私は刑務所内の健康障害は寧ろ拘禁方法の如何に左右せらるるものであつて自由刑執行と保健問題を不可分の關係に置くことはよくないと思ふ。然し近頃研究されて居る例の徐脈問題の結果にして若も確定されて總ての拘禁者に徐脈が起ると断定されるならば私は喜んで芥川君の説に左擔したいのであるが此の徐脈問題も今日の私には速かに判断の出来ないものだと思はれる。

要するに私は刑務所内の健康障害は自由刑執行といふ特殊な關係から起るのでなくて恰も學校とか工場とか軍隊とかいふ如き集團生活の結果起る現象として見たのである。そして刑務所内に於ては他の集團生活と違つて獨居とか雜居とかいふ種々なる拘禁方法がある爲に他のものよりも違つた健康障害の起ることある點に於て他との差異があるのだと思ふ。

一

然らば行刑衛生なるものの目的はどこにあるかといへば他の總ての衛生問題の目的とするところと同じく刑務所内の衛生に關する事項は完全に盡さねばならない。此の點に於て芥川君の謂はれる「衛生上に於ける最少限度の注意、換言すれば決して過大でないところの注意」といふ意味をもつと擴げ度と思ふ。何となれば自由刑といふものゝ性質はその刑を受くる人の自由を剝奪することを目的とするものであつてその人の健康は普通人の健康たるべきことを豫定して定められたるものである。然も今日刑務所内に於て往々健康障害の起ることあるは今日の狀態に於て刑務所による以

外に適當なる拘禁方法なきが爲に之に拘禁する結果である。而して若も他に今日の刑務所以上に健康に有利に拘禁の目的に添ふものを發見すればそれは自由刑の性質上喜ぶべきことである。然らば此の今日の制度上止むを得ざる缺陷は出来るだけ補填して行くことが自由刑の眞意に合したるものと謂はねばならぬ。苦しんで最少限度の注意に制限して行こうとする意見は自由刑の形式上の意義に共鳴せんとする妥協と謂はねばならぬ。私は嘗て長崎刑務所長たりし永田直之丞君が「囚人は拘禁生活によつて非常に心細くなる従つて輕微な病氣でも極めて大きく考へる者であるから醫者たる者ここに留意して輕いからとて無暗に診断しないことは避けねばならぬ」といふ意見を刑務所長會議で發表せられたとき行刑衛生の着眼點は其處だと感じた。なる程外の社會では鼻風をアスピリンの賣藥で自ら治する、然し拘禁生活に於ては心細さで大病だと思ふ場合が多い事は永田君の説でも明かである。而も詐病と之れとは全然異つて居るのであるから詐病豫防の爲めに衛生上の限度を最少にすることありとすればそれは衛生の眞の目的を破壊するに至るであらう。

而も私は刑務所たると學校たると工場たるとを問はずその何れも鼻風一つひいた者のない様にする事がその眞の目的であるならば刑務所の衛生もマキシマム(極大)で行かねばならぬと思ふ。抑も衛生學の生命はどこまでも學の生命で行かねばならぬマキシマムと云ふ原則が芥川君の謂はれるようにミニマム(極少)で行く様になるのは政策や財政の範圍に屬するのであつて衛生學の眞意ではあるまい。衛生に行刑なる冠りが付いたといつて如斯妥協が許されるならばその衛生學は最早學の生命はない筈である。

私は常に考へる。私達が監獄學の學理を研究して學理として眞なりと信ずる場合に財政や政策によつてその眞理に制限が付けらるゝ事は屢々である。而もそれは止むを得ぬ事として私達の主張は枉ける譯には行かない。それと同じく行刑の冠りが付けられたる爲めに衛生學の目的を枉けてはならないと思ふ。その點に於て私は獨逸に於ける十九世紀末葉に於けるクローネ一派の獨居論とベール等の衛生上の反對論との學争を一層面白く考へるのである。此最近獨逸が獨

政策を止めて累進制度に遷らんとして居ることも速く逆上れば當時の衛生派の議論はあづかつて力あるものと考へる。故に私は將來行刑衛生なるものの發達は醫者が刑事政策學を知つて之と衛生とを妥協せしめ様とすれば阻害されるものだと考へる。お互に學は獨立であらねばならぬ。互に獨立して互に龍虎搏撃すればその發達は期して待つべきのみである。此の龍虎搏撃を爲す意味に於て刑事政策家が衛生を知り醫者や建築家が刑事政策を知ることは必要である。

三

衛生に對し私は以上の概念の下に今日の行刑衛生の二三を批判して見たい。

第一問題となるのは拘禁者に與ふる榮養價である。私は拘禁者は其奪はるゝのは自由であつて生れ付いてからなくてはならぬ食物であるとか又は空氣や水の如きは人が如何なる境遇に置かるゝとも絶対に侵かさるべき者でないと考へて居るが故に今日の拘禁者の榮養問題は今日許されて居る財政の下に於て或は將來許さるべき財政を標準として如何にすればカロリーの多い物をやる事が出来るか又やつた食物を如何にすればよく咀嚼し得るかを研究すべき者であると思ふ。無暗に貧民窟のカロリーと比較して貧民窟でAのカロリーなるが故に受刑者にはAからXを去つたカロリーでよいとか普通人よりよくすれば刑務所に這入る事を望む人が多くなるといふ如き他との比較研究を以て自己の主張を制限せんと企つるが如き事はよくない事である。何となれば貧民窟の不衛生は社會衛生に當るものが毎になやみ向上せんとする處である仍ら社會衛生學者は貧民窟のカロリーを必要標準に上げんと努力しつゝあるに行刑衛生に於て外部に欠點と認むる標準以下に下けんとする事は無意味である。然もそのよくする事が刑事政策上不利益なりと考へて之に何等かの制限を加へんとする者は衛生學者以外の頭に置かねばならぬ問題である。此の意味に於て私は醫者は醫者の立場に於て榮養價や吸收面の研究を爲して行刑なる冠りに制肘せられてはならぬ事と思ふ。一昨年の本誌に芥川君と打

田義芳君のカロリーの研究の發表の文中に富川町の貧民の榮養量と受刑者のそれとを比較して受刑者の榮養量は貧民のそれに比して今日の状態で別段悪くない様に説いて居られたと思ふ。私は貧民と受刑者との比較は刑事政策家の好個の資料とは考へたのであるが貧民の少いカロリーに標準を置いて受刑者の今日のカロリーを論及せんとする事は衛生學の眞生命としては取り度くない。寧ろ反對に社會衛生の方面に於て受刑者のカロリーすら之である況んや貧民のカロリーは之以上としなければならぬと謂ふが如く一般平均に近き者と比較して始めて衛生學の眞生命はあらはるゝものではないかと思ふ。小河滋次郎博士の監獄學第七百十二頁以下に下等細民の常食を標準としてはならぬ理由が説明してある其趣旨は私の考へと歸する處は一である。クローネがその著監獄學者教科書四四五頁に刑罰執行の範圍内で之を説いて居るが行刑政策の當局者としては之を許すべきも私は保健技師としてそれをモットーとしてはならぬと思ふ。

次に採光面や氣積と衛生との關係である。一般の學説は今日獨居房に於て二十二立方尺の氣積と一平方尺の採光面を必要とする事になつて居る。獨逸の監獄則草案にも此の規定がありボリツツはその著刑罰と犯罪の一〇四頁に之を示して居る。フリードリツヒの普露西現行制度(一九二二年)によつて見るも之と同じ事が書いてある。雜居は一人あたり十六立方尺の氣積を必要とし寢室は十一立方尺との事である。然し之は決して衛生學を斟酌した今日の建築學とは一致して居ない。試みに今日の總てのビルディングを見るならば先づ採光面は部屋の四分の一を占領して居る。その理由は常識から判斷しても直ちに吾々人間より動植物に至るまで光線を要求するが爲めだとは合點の行く處であらう。而も受刑者なる爲に他の普通人や動植物と劣つた採光をなすべきいはれは更にない事に反對しない人は將來の建築と此の衛生學上の一理由は主張されなければならぬ筈である。昔から監獄は暗い處であつて而も臭い處だと考へられて居る。之は取りも直さず採光面 Intillucule と氣積 Intimum の問題である。私は此の考へから先年刑務所のベンチレーション(換氣)や採光に頭を突込みかけた事がある。而して今日の總ての工場や船舶に至るまで恐らくベンチレーションの設

備や採光の設備のないものがないに拘はらず刑務所の設備が遙かに劣つて居た事を痛感したのは當時の思出である。私は今日の財政が刑務所建築に對しあまりに少いことを知つて居るが反面に於て刑務所の衛生當局が不斷に主張するの努力を敢てせらるゝならば日本の刑政は更に衛生方面に一轉期を爲すに違ひないと考へた。アメリカにあつた監獄不祥事防止會、イギリスのハワード協會近くはシカゴのウイメンズ、シタイ、クラブの行刑部委員の如き刑務所外よりの改正運動を目的とする團體がない代りに少々とも日本に於ては衛生の事に當る保健技師の自重自奮を望まねばならぬ。

その他刑務所内部の衛生方面はそれが集團生活であるだけに社會の夫れと些の異るところなく雑多である。曰く工場問題、曰く糞尿問題、曰く浴場問題、而も今日迄の行刑衛生は刑務所長の社會常識による解決に待つところが多く保健技師は疾病治療の解決に之れ當つた觀なきにしも非ずである。或時私が或刑務所を見たとき第一期の肺結核患者と第三期の患者とを同一病室に拘禁して居るのを見たとき私は保健技師に訊ねた。彼は曰く「同じ肺病だ部屋もないのに仕方がない」と答へた。私の常識衛生觀は前者は助かる見込が多く後者はその望み少きものである而も斯く雜居せしむるは第一期の患者を重らしむるものだと言ふにある。私は如斯く治療の爲めのお役目であつて行刑衛生上の治療でないと感じたことがある。右は一例に過ぎぬが行刑衛生の主眼は疾患の皆無をよしとしなければならぬものなるにお役目の爲めの治療の如き消極觀念は排斥すべきである。

四

要するに私の行刑衛生なるものゝ愚見は行刑衛生が衛生學の一分派である以上その目的は本來の衛生學と同一でなければならぬといふことに歸着するのである。故に刑事政策の總ての常識を養ふことは必要であるが之が爲めに衛生學の本來の目的を阻害する爲めには之を知ることが甚だ危険である。只私は保健技師が刑事政策の總ての常識を必要とする

る所以のものは刑事政策上との點丈に讓歩して宜敷いかを判断する點に置くのである。然かせざれば官廳の衛生事務は反て滯滞し又衛生學本然の性質を害する程度の風從を敢てしなければならぬ場合が起るからである。

私は衛生學理を全然解せないものである。従つて不羈の暴論、不遜の批判を爲したことを特に宥恕せられて敢て衛生學に當らるる諸賢の高教を仰ぐ。

釋放後短期間の再入受刑者移所の方策

奥田 峻

釋放後短期間の者(ハケ月又は一ケ年以内)にして更に罪を犯し又は餘罪のため受刑の身となりたる場合に於て、之を前同一の刑務所に再び之を收容服役せしむるは策の得たるものにあらず。今其理由として私見の一二を擧ぐれば

【一】獨居制にあらざる水戸刑務所の如きに在りては、該再入者を前同一の雜居房又は工場に收容就業せしめ同一の處遇を爲すの止むを得ざるに至り、爲に前刑執行中同房せし受刑者と朝夕起臥寢食作業を共にするの結果、彼我に悪影響を及ぼすべきは必然にして、再入者に取りては殆んど刑期の延長に外ならざると同時に、恰も我古巢に歸りたるの感ありしめ、反て刑務所生活に安んずるの状態に陥らしめ、改善を主とする行刑の精神目的と相容れざるものあるべく又他の同囚に取りては恰も舊知を迎へたるの心地を以て寧ろ歡迎の意を表すべく、所謂同囚相思の情に依り別天地の生活を共樂せんとするの醜態を演出せしむるなきを保せず。若し如斯現象の頻出するに於ては、元來社會隔離を基調とする行刑の精神目的に背反せしむるに至り、遂に内外相通じ、社會の風潮は毎に所内に込み渡り、刑務所の在囚も社會の徒黨の誰彼の動靜も亦能く之を知悉し得て、愛に全く隔離の實なきに至り、延て紀律紊亂の弊を惹起せしむるの

恐れなき能はざるなり。由來再入者を生ずる所以のものは彼等をして社會生存の苦悶よりも刑務所生活の辛勞が寧ろ輕微たるを認識せしむるが爲めたり。換言せば刑務所生活は社會生活よりも樂天地たるの感あらしめ、所謂古郷を偲ばしむるに由らずんばあらざるなり。今刑罰の性質其執行の目的を如何に縱横論議するも、實際刑務所生活は社會生活よりも數倍の痛苦たるを感得せしめざるべからず、同時に之に依り改善の途も開くべく再入防止の實をも擧ぐべきなり。誰れか樂を避て苦に就くものあらんや。再入者を生ずるは元より社會政策に欠陥あるがためなるにもせよ、能く刑務所生活の苦痛辛酸を嘗め盡し、情々其悲遇慘況を覺りたらんには必らずや多少たりとも之れに勝る好遇の境涯を得んことを渴望すべきは蓋し自然の人情たらずんばあらざるなり。然らば則ち釋放者保護の施設實行と再入受刑者處遇方法と兩々相保ち、歩調を一にして以て眞誠の改善を期すべきなり。安んぞ其一を忘れ又は二つながら之れを顧みずして可ならんや。之を保護の方面に蹉跌失敗するあらんも、尙行刑の方面に於て改過遷善せしむるの覺悟方策なかるべからず。若し余の説を肯定せば再入者を古巢故郷に安住せしめざるの方法として、即ち其處遇の方法を變更し前刑執行と其の場所を異にし、再入者を他の刑務所に移し、以て再入刑の執行を爲すの得策となす所謂なり。

【二】戒護者より見るも、釋放後間もなく再入したる者に對しては、豫て其性情行狀等を知悉し、殊に前刑に懲改せざるの故を以て或は憎惡厭忌の念を深からしむるものあるべく、再入者に於ても亦之に反抗の氣勢を示すの恐れなき能はず。即ち茲に確執相生じ秩序紊亂の基源を醸生し、不慮の災害を胚胎するに至ることなきを保せざればなり。要するに再入者は兎角取扱ひ難き態なき能はず。從て寧ろ之れを避斥し、他の刑務所に移し、以て再入刑の執行を爲すを得策とする所以なり。

【三】作業上に於ても再入者に對し前同一の就業を爲さしむることの有用なる場合あるべしと雖、或は又別種の作業に就かしめ職業訓練の一方法となすも元より無害有益なりとする場合鮮なしと爲さず。而して各刑務所は互に其作業の種類一様ならず、其長短適否を取捨計策して就業せしむるは彼我共に便益とするところにして、此點より見ても前同一の刑務所に再入せしめず移所するを得策とする所以なり。

【四】教化上より見るも再入者に對しては尠なくも、教化善導の効果不十分なりしを認識せざるを得ず、故に新なる教化に浴せしめ、良民の素地を作るが爲め之れを他の刑務所に移所するを得策となす所以なり。

【五】以上余の主張する如き再入受刑者移所の説を是認せんか、之れが方策として押送の費用と勞務の便宜を圖り、最適當とする刑務所に移所を爲すにありて、徒に手数を云爲し其實効を忘却して可ならんや。要するに或る短期間の程度の再入者移所の方策は行刑上適切なる施設の一にして、假令獨居房の設備ある刑務所に於ても恐らくは余の所感と歸一すべしと信するのみならず、殊に我水戸刑務所の如き獨居房無く萬般の設備十全ならざる所に於ては最痛烈に再入者を他刑務所に移所し、以て行刑の實を擧げんことを渴望して已まざるなり。殊に最近當所に於て釋放前特に理髮業を習得せしめ之を理髮職某に託する筈なりしも、俄に謝絶せられたるより、釋放後止むを得ず茨城佛教會なる保護會に收容し極力保護に努めたるも、或は賽錢を盗み出し又は時計を盗み來る等幾多の犯罪を重ねたるを以て、更に之れを薰風院に託したるも、依然犯行の未受刑入所し、又は當所釋放後同保護會に於て同様保護を加へたるも改悛の狀なく、他縣に涉り到るところに於て竊盜を爲し又々立戻りたる上同様犯罪を爲し、受刑入所し、或は釋放後月餘にして更に受刑入所したる實例に接しては益々其感を深からしむるものあり。爰に卑見を披瀝し、斯界識者の教を乞はんとする所以なり。

公衆衛生

古瀬 安俊

(昨夏高級刑務官練習所に於ける講義の速記………文責記者)

主として公衆衛生と能率に関する方面の御話をしやうと思ふが、先づ今日は總則的事から御話して、此の次から細かい部分に這入りたいと思ふ。

公衆衛生の定義及沿革

公衆衛生學は工業の従業者及其の附近の一般住民の健康に及ぼす影響を研究して之を防塵し、疾病並に災害の豫防を爲し、健康を増進し、依つて以て作業能力の向上を圖り且つ一般人民の健康と安寧を圖るを目的とする學問である而して近代の傾向から言へば、公衆衛生を以て能率を増進

することゝ常に離るべからざる關係にありと認めて、専ら能率に結び付けて講究せらるゝ次第になつた。

此の學問の起源は比較的古いものである。例へば羅馬時代に於て公會堂の近所に於て鞣皮の工場を設けてはならぬといふ規定を設けたことは、公衆衛生の一つの現はれである。其の當時の大學者であつたアリストテレス、ヒポクラテス、又はガーデンといふやうな人も、工業と疾病との關係を論じましたが、餘り人の注目を惹くに至らなかつたのであります。越へて十七世紀に入つて採炭冶金及造船業が盛んになるにつれて、次第に工業と病氣の關係が人の

注目を惹くに至つて、遂に其の當時世界第一の學者と謂はれ居つた伊太利のラマツチンといふ人が工業病論といふ書物を著した、是が工場衛生學の嚆物になつた始まりである。次いで十九世紀に至つて、工業就中機械製造工業が盛になるに隨つて、女や子供を使備することが漸次盛になつて來た。故に工業の害は抵抗力の少い所の女や子供の上^に明瞭に分るやうになつた。同時に十九世紀に於ける各種の學問が進歩すると共に、公衆衛生の方面の研究も日に盛になつて、遂に今日の獨立したる公衆衛生學といふ學問が出来上つたのである。

此の學問に貢獻致した有名なる學者は、ベツテンコーテ^ル、フルツゲ或はルブネル或はレーマンなどの獨逸人英吉利のレッヂといふやうなのが主なる人である。而して學問の進歩と社會の進歩に連れて、労働者の上に各方面の研究が進み、同時に労働者自體が自分の立場を明にするに隨つて、各種の労働問題が起り、同時に各國とも労働者を保護する立法をなすに至つた。即ち英吉利は一八〇二年に工場法を制定し普魯亞は一八三九年、佛蘭西は一八四四年、曠して工業の經驗も出來て、低級の輸入品に對抗することが

出来るやうになつた。併し此の第二期は従來の手工業と機械工業とが競争を惹起した時代であつて、名づけて混亂時期と稱して居る。次に日清戦役を了つて第三期に入ると、國威が揚るに隨つて、次第に外國に輸出するといふ氣分が出て來た。さうして此の時代には機械工業の有利であるといふことが一般に認められて、有らゆる工場に機械を用ふるやうな工夫を専ら凝らすやうになつたのである。隨つて小工場が多數我國に出來たといふ次第である。越へて日露戦役の了つたる後、今度の世界大戦争に至る所謂第四期は、輸出が非常に盛になつて、明治四十三年の關稅の改正に依り、一般に國際自給の氣分が作られたのである。而して此の時期には企業集團といふことが行はれて、大工場が我國に多數出來た。是が第四期の特徴である。それから世界大戦争に入りました以後の工業の發達は、蓋し未曾有の盛況であつて、戦争の爲めに日本は南洋、支那、印度、南亞米利加等に新に販路を見付けて、非常な勢で輸出をしたのである。其の後を承けて戦争の終熄後、目下世界共通の經濟の悲況には遭遇して居るけれども、依然として大戦争前に

比ぶれば優勢を保つことは出來て居るのである。以上は極めて短かい年數の間に我國の工業は躍進的に進歩致しました。隨つて此の進歩の間には左右を顧みて進むだけの餘裕が無かつた、或程度迄に進んで後、振り返つて見ると、そこには多數の犠牲が労働者の血とさうして内に依つて拂はれたといふことが分つたのである。無論少數の先覺者は早くより此の結果を考へて、種々なる畫策をしたけれども、未だ法律の力に依つて職工を保護する時期に到りなかつた。即ち明治三十一年に工場法案といふものが出來、三十三年に工場調査委員會が設置せられ、而して十四年の三月の議會に於て漸く工場法が通過したのである。次いで大正五年の九月一日に漸く其の實施を見るに至つたのである。

斯の如く永い歴史を有する法律は他に其の例が無いさうであつて、それだけ労働者の犠牲が永い間に涉つて拂はれたことである。一體如何なる職業といはず、多少の健康障害は相伴ふものである。併ながら工業ほど健康を障害するものは蓋し少いのである。即ち各國の調査したる死亡の統

計に依り、或は疾病の統計を見るも、工業の従業者は常に多くの障害を蒙つて居るのである。又我國に於ても假りに結核を基礎として比較調査をすると、農業や商業等に於ては、死亡者千人の中で結核で死ぬ者が、農業では百二十人前後、商業では二百人前後である。之に反して工業に於ては更に多く結核で死ぬ。即ち石版や木版其他の印刷業及寫眞業等に於ては、四百六十以上の結核の死亡者がある。又塵埃の多いと少いととの結核の關係を調べて見ると、塵埃の多いほど結核が多い、例へば塵埃を生ぜざる仕事では死亡者千の中で三百八十一人が結核で死んで居る。所が塵埃の多い仕事になると、其の一倍半若くは二倍餘計に結核で死ぬのである。甚しきは十倍も餘計に死ぬのである。

斯の如く工業の害悪が多く現はれることに就ては、之を二つの原因に區別することが出来る。一つは労働條件が不當であるといふことに基く害悪であり、第二は設備の不全なることに基く害悪である。それ故に工場法が其の間に立つて、労働者の労働條件を相當に進歩せしめ、設備を出來得るだけ改善して行くことに努力しつゝあるのであるが

それにも拘はらず今日猶ほ多數の問題が工場に残つて居るのである。數へて見ると第一に空氣が悪い、第二は種々なる中毒の問題がある、第三には労働者の身體に過勞の状態が現はれて居る、第四に湿度や濕度が不十分である、第五には採光が不良である、第六には換氣が不良である、第七には種々な音響がある、第八には傳染病の傳播が多い、是等は主として設備に關聯した問題であるが、別に婦女幼年者を使用する研究問題が残つて居る、又夜業問題が残つて居る、更に労働時間の問題がある、此の種の労働條件に關する問題も併せて衛生上から深く研究を進めなければならぬ問題である。

猶ほ従來我國の工業は織維工業が其の大部分であつて、今日と雖も工場の約半分は織維工場である。隨つて女工を多く使用するものが今日に於ても依然として注目すべき事柄である。即ち職工の中の約六割は女である。又是等の女は外國の女工と少しく趣を異にして、一生を通じての女工に非ずして、或短い年月の間だけ工場生活を營むで、やがて家庭の人となるべき運命の下にある。而して工場に於て

受けたる害はやがて或は家庭にも及ぶので、男子の労働者に比べると、より多く重大なる問題が其の間に潜むて居るといはなければならぬ。又是等の女工は男工と異なつて、自ら進むで労働条件を改良するだけの働きと力がない、是

が特に我國の工場法で女や子供を保護する所以である。その上に女工は少しく身体的に男子と趣が違ふ點を注意しなければならぬ。一口に言へば、工場労働者としての男女の差別といふことが、少しく御話をする必要があると思ふ。

負擔量

男女の身體の釣合を比較すると、女は割合に胴が長くて、手足が短いのである。釣合の方から云へば恰も子供の身體を其儘大きくしたのは女であるといふやうな割合である。

此の成績は男女の力量の差を示す有名な表である。無論年齢と身長と體重を出來得るだけ近き者を集めての比較である。

男女の身體の釣合を比較すると、女は割合に胴が長くて、手足が短いのである。釣合の方から云へば恰も子供の身體を其儘大きくしたのは女であるといふやうな割合である。

更に注意すべきことは、工業に使用する人間として、女は身體的の教練は男子に比べて不十分であるといふことが一層注意すべき點である。殊に日本の女工は工場生活に入る前は、此の種の教練を殆ど受くる機會を失つて居る、故に女工を使ふ場合には此の意味から積極的に體力を増さし

める、若くは腰掛の高を決める場合に、又男女混用の場合には餘程注目すべき點である。

次に労働者と關係のある力量の比較は、同一の體重及身長を兼ねて見ると、先づ男の約半分と見て差支ない、煉瓦製造工業の例を云へば、男女の間の生産量は、男五に對して女三の割合である。是等の關係から叫んでも、生産

むることを今日の工場では重要視するやうになつて來た。而して此の目的を達する手段としては、或は體操を課し遊戯を教へ、若くはダンスを習はしめ、或は又競技運動を行はせ、更に音楽隊迄も組織して、行動作業が出来るやうに導かんとして居るのである。工場音楽が近來少しく頭を持ち上げ始めたのは、女工をして或音律の下で作業を行はしめんとする一の手段として適當と認められたからである。

女子を使ふ場合には、特に女子の標準に倣つて作業をせしめなければならぬといふことを説いて居る。斯く疲勞し易く若くは抵抗力が弱いといふやうなことは、抑々何に原因するかといふに、トーマスが赤血球論といふものを發表して居る。是が大體今日信じられて居る所の説である。即ち人間は赤血球に富むほど活動力が強い、又抵抗力も強い、此の意味で男女を比較すると、白血球の數は男女殆ど差はない、併し赤血球は常に男子が多い、是が労働に男子が堪ふるといふ一つの根據であると多くの學者は信じて居るの

右述べた力量の差は、工場労働者として女が相當手加減を要するといふ意味合だけで、何故に女が弱いかといふ根本には觸れて居ない、併し進んで解剖上から男女を比較すると、女子の身體は鼠蹊腺の部分が男子よりも弱く出來て居る。それ故に鼠蹊腺のヘルニア(脱應)に罹り易い體質を有つて居るのである。故に重い物を床から引き上げるよう

たのである。其他獨逸のナツセ博士は、血液の中の鐵分が男子は女子よりも多いといふのを以て、工業労働に適するといふ説を出したが、是には余り賛成者は無い、何となれば鐵分が心

な作業は女子には解剖的に不適當である。猶ほ男女の比較研究者で有名なエリス(英人)といふ人の説に依ると、女子が男子の標準で仕事に従事すると、著しく疲勞する、故に

他の獨逸のナツセ博士は、血液の中の鐵分が男子は女子よりも多いといふのを以て、工業労働に適するといふ説を出したが、是には余り賛成者は無い、何となれば鐵分が心

ずしも常に男子に多いといふ譯でなく、食物の關係に依つて變更し得るといふ理由があるからである。

次に女子は月經の關係がある。労働の成績と結び付いて一考すべき事柄である。月經の間に作業が影響を蒙るといふのは事實でめつて、少くも二日乃至三日は其の能率が下るのである。又月經の間は筋力も弱つて居る。筋力はエプスチアンの研究に依ると、約五パーセントだけ減るといふのである。又日本の煙草專賣局で調べた結果に依ると、假りに月經中一日に百の仕事をしたとすると月經の前五日間は百十であり、月經後の五日間は百十五仕事をして居る。月經の間は出来高も悪いといふことは是でも分るのである。且つ工場に働いて居る關係から動もすれば月經異常といふことが起つて居る。始め歐羅巴大戰の當時、英吉利の軍需工業委員會に於ては、多數の女子が工場に働いたけれども、月經には別段異状を呈せぬといふ報告を出したので、米國の醫者のモックが軍需工業の月經に及ぼす關係を調べて、座業の場合は立案の場合よりもより多く月經の異常を來すといふ報告を出したのである。此の報告は日本の如き

常に習慣上座つて居る者に取つては、果して如何なる程度迄進んで居るかが問題である。却つて我國では立案の場合により多く害をなすかの如く一般に信じられて居る。故にこの種の問題も將來の一つの調査研究の事項である。

次いでボストンのミーカーといふ工場で働く女には、大凡一割の月經異常者があるといふことを検査し出したのである。是が今日一般に認められて居る所の月經異常者の數とが認められつゝあるのである。以上の外女子には、殊に年若い者に所謂工場貧血といふのがある。是は多くは群居、不良の換氣、新しい日光の不足等が主なる原因である。此の状態の者には結核に罹る機曾が多くなる。外の言葉で言へば、結核菌に對する抵抗力が減るのである。故に工場の建築並に寄宿舎の構造等は格段の注意が必要である。我國の生糸業の如きは、塵埃の比較的少い工場である、作業の性質も餘りに過激ではない、それにも拘はらず結核の死亡率は極めて高い、是は工場の不潔と寄宿舎の不良なること等が主なる原因をなしつゝあ

ると認められて居る常に日光に遠ざかり多數の者が群居して居る如き生活では結核が多いのであるから、我國の如き結核の一般に多い國に於ては、住居問題は此の病の豫防上から見ても極めて緊要な事柄と言はなければならぬ。以上申述べた點は女子に向つて特に注意を必要とする所である。我國の工場法が女子や子供を保護して居るといふ理由とも認むることが出来るのであるが、更に此の工場法に依つて目下適用を受けて居るのが如何なる状態であるかを一言申して置きたいと思ふ。

本法に於ける適用工場數及

職工數

適用を受ける工場は二萬四千四百六十四ある。其の職工數は百三十七萬八百二十一、而して工場の種類別に其の割合を擧げて見るも次の如くなる、

- 染織工場 四九%
- 機械工場 一六
- 化學工場 一四

- 六 飲食物工場
- 一 特別工場(電気瓦斯製造事業)
- 一三 雜工場(印刷等)

- 凡ての工場
- 一五—三〇
- 三〇—五〇
- 五〇—一〇〇
- 一〇〇—三〇〇
- 三〇〇—五〇〇
- 五〇〇以上
- 二
- 一
- 七

即ち極めて小さい工場が甚だ多數であることは是でも分る。以上の外に適用を受けない工場がまだ澤山ある、それが六萬五千三百六十一ある。即ち適用工場の大凡三倍に當る。

此の職工数が三十一萬六千九百四十人、即ち適用工場の約四分の一に當つて居る。是等の非適用工場は殆ど六割は五人未満の工場である。それ故に全體から見て我國の工場は所謂工業の沿革の第三期に出来た小工場が依然として最も多いと言へる譯である。

次に職工数の關係であるが、總ての職工の約四割七分は男、五割三分は女である、而して職工が如何なる工業に、どんな割合に屬して居るかは次の表の通りである。

染織工業の職工	五八%
機械工場の職工	一九
化学工場の職工	一二
飲食物工場の職工	三
特別工場の職工	一
雑工場の職工	七
染織工場	男一八 女九
機械工場	男八二 女九一

次に男女の區別を工業別にして見ると

化学工場	男七〇〇
飲食物工場	男六四〇
特別工場	男三六〇
雑工場	男三三七
	女九三〇

是等の關係から見ても、亦女子の特殊の日本の習慣から見ても、工業生活に對して特別に保護する必要があると同時に、僅かの年月の間工場生活をする間に死亡率は男工の二倍になつて居る。従来日本の工業主の頭には労働力は常に十分に補給され得ると考へて居つた。換言すれば、使へなかつた職工は新しい職工に依つて補ひ得ると考へて居つた、此の主義が一般の工業家を支配して來たのである。然るに工業の改革が進み、又數に於て工場の増加したこと等が昔の考を全く逆奉し難いことを知らしめたのである。且つ歐洲戦争以後著しく地位が向上したる労働者の勢力、並に労働者に對して出来るだけ其の福利を増進せしむることが、今日の社會の組織を安全に保ち且つ進歩せしむる所以であると同時に、左様に致すことが今日の正義人道である

といふ考が強く工業主の間にも現はれて來たのである。故に始め我國に於て工場法の説明が行はれた時に、専ら職工虐待の防止、或は産等政策を改めて、労働力の保全を説いて居たのである。それが今日では社會政策的の立法であるとか、若くは正義人道労働者の福利を増進すべしといふ

ので、本年の議會で法律を改正するに至つた行程を考へると、労働に對する思想の變化が急速に起つたことを認めざるを得ぬのである。更に斯の如き理由の外に、工場の能率といふ新方面から工場法の改正並に工場衛生の進歩を計畫しなければならなかつたのである。

行刑上の重大問題に就て

藤木法林

行刑の進歩は、先づ問題の劍銃廢止を速かに斷行するにありと思ふ。予は曩に、懲罰法の改良に就て愚見を呈したることであるが、今は夫れ以上行刑上の重大問題と認めらるゝ、劍銃廢止に就て少しく愚見を陳べて見たいと思ふ。

帯剣と教養小銃と感化、之だけにても已に怪訝の念を起さざるを得ない矛盾ではあるまいか。劍を吊して教養せんとし、小銃を携帯して感化を與へんとするは、夫れは最早滑稽事に屬しては居ないであらうか。劍も銃も正しく殺

人器である。軍人の帯剣は性質上首肯出来るが、警官の帯剣すら首肯出来ない今日、教養感化の重任を有する刑務官の劍銃携帯は、徹頭徹尾自分首肯出来ぬ。眞逆の場合には之れで殺すぞと露骨に口でこそ言はね、殺人器を見せつけて眞逆の場合を豫定し準備し、而して教養感化を期待せんとするは、矛盾も亦甚だしきもので、且又受刑者の人格を無視するの餘りに甚だしきものではあるまいか。之れで眞の教養感化が出来れば結構であるが、恐らく夫れは不可

能であらふ。人と言ふものは、相手の出よふに依て夫れ相を覺へるものである。盡し刑務官吏の精神こそ、全く之れ當の覺悟を定めるものである。劍銃の如きものは、殺伐のでなくてはならぬと思ふ、即ち教養感化の職務遂行には、氣分を喚起せしむるものであつて、受刑者間に何となく殺劍銃などは不必要だ、有つては却て教化の邪魔になる、小伏の氣風が濃ふて居るかのような状態を認めらるゝのは、或野塚巡査が我身の焼け盡きるまで、人命救助に活動した如く、罪囚教養と言ふ神聖なる職務のために斃れるのは、全く自分の本望であると言ふ覺悟がなくてはなるまいと思ふ。殺人器を携帯して威嚇半分に人格を蔑視しながら、教養だの感化だの如何して出来よふ。須らく速に劍銃の如き殺伐な道具を振り捨て、之れに代ふるに、同情慈悲てふ温かき武器を提げて、教養善導を一途に餘念なかつたならば、如何に兇惡不良囚と雖も、敢て暴戾を逞ふすると言ふが如きことはないと思ふ、彼等とて矢張り一縷の良心が潜在せるに違ひない。聖徳太子の所謂能く教ふれば之れに従ふものであると思ふ。

今回の震火災に殉職した名譽の小野塚巡査は當日非番で家に在つたが、第一震に依て早速官服を着け、劍を帯びずして走り出んとするを見た妻君は、貴方劍をお忘れになつてと後追駈けたるに、今の場合人命救助に劍などは不必要だ、有つては却て邪魔になる、と言つて走り出で、人命救助の爲めに遂に焼死して仕舞つたと言ふことであるが、予てはならないと、軍人其他の必死の防火に依つて、四隣者は彼れが今の場合人命救助に劍などは不必要だ、有つては焼け盡くしたにも係らず、遂に東郷大將の家だけは焼け残して邪魔になると言つた一言、實に興味津々たるものあるつたと聞く。又平素附近住民の救恤に盡くして居た深川區

某仁人の家も同様、四隣皆灰燼に歸したに拘らず、彼れの家だけは如何あつても焼かしはしないと、住民の一心協力に依て焼け残つたと言ふことである。之れに反して、同深川區某富豪は、最早危険と見て取り、家にモーターボートの有るを幸ひに、家財道具一切を積み込み、家族十三人が水利の便に乗じて逃げ出したが、家は無論家族十三人は、家財道具諸共焼けて仕舞つて、誰れ一人顧みるものもなかつたそうである、之れと同じ様な今一つの話しは、三艘の子舟を連れた親舟が、今や危険の迫るを見て、先づ自分を救ふために、無残にも三艘の子舟の命の綱を断ち切つて逃げ出したが、後に至りて、捨てられた子舟は逃げ後くれた

ために却て助かり、親舟の方は遂に焼けて仕舞つたと言ふ事、自分は之等の消息を聞き、如何にも味ひ深き無限の教訓たるを覺へた。

凡そ人には必らず一片良心が潜んで居る限り、平素の一事が眞逆の場合に之れを證據立てるもので、又此方次第に依て善惡共に必らず相當の反響を先方に與へるものである。若し今回の慘禍を被つた刑務所中の囚人が、動せず騒

がず、刑務官吏の命令の下に一糸亂れず、防火其他に努力した事とすれば、夫れは必らず平素の處遇取扱に對する感謝の反響と認めねばならぬ。

要するに文化の極致は愛の高調に歸着すべきものであつて、別して行刑の進歩は、單に規則の改正等のみにあらずして、主に相愛互助の高調を計るに在らねばならぬ、即ち刑罰執行の精神を遺憾なく發揮せしむる點にあると思ふ。

『慈悲の眼に悪くしと思ふ人ぞなき、罪ある身こそなほ哀れなり。』の愛情に基かざる處遇取扱は、全然行刑の精神に違背するものである。受刑者を疑つて劍銃の如き殺伐の道具を用意し準備して、教化善導をなさんとする如き、根本からの誤謬であり矛盾ではあるまいか。



海 外 時 報

獨逸少年裁判所法の基礎観念

檢事 マルクス・ハイデルベルヒ

野 尻 生 譯

(1)

多少なりとも刑事裁判と親しむてゐるものは、近年に至つて少年の犯罪数が怖るべき程度に激増したことを知つてゐる。之について特に驚くべきは重罪犯の數と同時に累犯の數が實質的に増加したことである。戦争といふ「道徳上の鏡泉浴」の効果が茲にも現はれた譯である。一般に道徳上の觀念が動搖したと共に、多くの場合に両親の指導戒飾を欠いた少年の棄育 (Verwahrlosung) が非常に増加したのである。尤も少年の犯罪の發達に附隨した現象は已に戦

争前からあつて、當時已に世人は其實の一端を犯罪少年の處遇法の宜しきを得ざるに歸し、少年の刑法上の處遇を全然根本的に成年者のそれから異つた方法に改めようと努めてゐたのである。此の計畫を實現せんと欲する法案が一九〇九年及び一九一二年に於て再度時の政府から議會に提出せられたが、可決せらるゝには至らなかつた。一九二〇年に至つて獨逸共和國司法大臣の命令によつて刑事訴訟手續法案と共に少年裁判所法案が公にせられたのである。此法案は去年の未だ第五一七號議案として共和國議會に

提出せられた少年裁判所法の最後の草案の骨子をなすもので、或る變更修正を加へられて去年の二月十六日終に法律と成つて、同二月二十七日公布せられたのである。

(1)

分離して説明した方が便利だと思ふ。

少年裁判所法 (Jugendgerichtsgesetz - J.G.G.) といふ名稱はこの法律の内容全部を包括してはゐない。何となればこの少年裁判所法は手續法のみならず、實體法としての刑法をも包含してゐるのである。この法律は或點に於て近き將來に於ては期待し難い刑法並びに訴訟法の改良の先驅とも見るべきで、已にウヰルト・ラードブルツフ内閣以來刑法の改良法案は眼中に在つたのである。然しながら予は一般政治上の理由から、且つは尙一層切迫した任務を有つてゐる時代の要求から考へて見ても、この改良法案の速かに議會に提出さるゝ期望は甚だ少いと思ふ。恐くは唯た近き將來に於て刑法及び刑事訴訟法の一般の改良が遂行されがたいといふことを知つて、少年に對する規定のみを分離して急速に改良が施されたに違ひない。

この新しい法律の基礎觀念を論ずるに當つては法典編纂の順序に従ひ實體刑法と刑事訴訟法或は裁判所構成法とを

從來は刑法上の意味では少年とは滿十二歳より滿十八歳までの者を指すのである。十二歳以下の兒童は刑法上の未成年であつて、其自體罰すべき行為をなしたるの故を以て處罰することはできなかつたのである。何んとなれば彼等は責任能力のないもので、従つて刑法上の責を負ふものでないとしたのである。此點に關して少年裁判所法は重大な改革を施したのである。新法律によれば刑法上の未丁年期は十二歳より滿十四歳に及ぶのである(第二條)。是に由つて十四歳までの兒童は自己の行為の結果が刑法上の責任を有することを判断するには餘りに成熟を欠き過ぎてゐるといふ從來の經驗からして生れた長い間の要求が満たされた譯である。兒童が不法なる行為を敢てし、浮浪生活に入り、或は其他の犯罪に陥る虞を抱かしむる場合には、専ら教育上の手段方法によつて取扱はるべきものであるといふのであ

刑法上の未成年期を十四歳まで引上げたことによつて少

年犯罪人の著しき数が刑行官意の手から引き離さるゝと同時、後見裁判所(Vormundschafgericht)及び一九二二年七月九日付の少年保護法(Reichsgesetz für Jugendwohl-fahrt)に基き任命せらるべき少年保護局(Jugendwohlfahrt-Behörde)若くはこの法律の効力発生期(一九二四年四月一日)までに少年裁判所法第五十一條に従ひ州の法律に由て下に在りては、此等の官意が箇々の事件を善く理解し細かに取扱ふばかりでなく、當該兒童の性格才能及び彼の周囲の事情の如何によりては、假借する所なき峻厳を以てその手に委ねられたる教化的方法を運用しなければならぬのは豫弱してゐなければならぬことである。刑罰上の未丁年年齢に關する規定は、他の規定の七月一日に至りて漸く効力を發生するに拘らず、法律の公布と共に法律上の効力を發生したのである(第四十三條及び第四十五條第一項)

(III)

この新しい法律の精髓はその教化的方法たるに存する。『刑の目的』の爲めの戦ひは尙續いて行はれてはゐるのであるが、幸ひに少くも少年の爲めの刑法については箇の戦ひは放棄せられたのである。議會に於て少年裁判所法の速かに可決せられたのは此の爲めであるのは疑ひもない。報復が刑法を一貫する主義であるといふ意見を固執してゐる人々といへども、結局亦た少くも少年に在つては報復が刑罰の任務であることは不可能であり且つ不可能であるべきで加之少年に在つては教化矯正が最も有効な手段であることと思ひ誤らなかつたのである。今迄餘りに長く少年を報復主義で出来上つてゐる刑法々典で取扱つてゐたことが、確かに少年に對する裁判所の處罰方法をして惡結果を齎さしめるについて責を分つべきものである。故に少年裁判所は將來に於ては、第一位に刑事裁判所(Strafgericht)でなく教化裁判所(Erziehungsgericht)たるべきである。これが「裁判所ハ感化處分ヲ以テ充分ナリト認メタル場合ニハ刑ヲ科スベカラズ」といふ少年裁判所法第六條の意味である。少年裁判官或は後見裁判所によつて已に感化處分の命令あ

りたる場合、被告を改善するの意味に於て充分なる効果を實らず爲めそれ以上の處置を必要とせざることを認むるときは、檢察は少年裁判官の同意を得て手續を中止するを得るのである。(第三十條)。

世にはケーネ・ベンディックス (Bendix, Neuordnung des Strafverfahrens, S. 376)の如くこの感化思想を尙一層法的に明白ならしめんとするものがある。此等の人々の説に従へば前記第六條の意味を、「行爲ノ種類、行爲者ノ品性並ニ經歷ニヨリ感化處分ヲ以テ改善ノ實ヲ擧グル能ハザルコトヲ認ムベキ場合ニ限り、裁判所ハ少年ニ刑ヲ科スベキモノトス」と改めようとするのである。然れどもかゝる規定は實際の要求と並びに立法者が刑法を制定する場合に、特別の注意を拂はなければならぬその時代の一般社會に行はれてゐる見解とに適さないものとなるだらうと思ふ。且つ刑罰といふものは、特に素行善良の爲めの執行猶豫の場合に於て、それ自體一つの有効な改善手段であり、同時に外部に向つては訓戒の標的ともなるものであるといふことを忘れてはならぬ。實際立法者は犯罪者の人格を顧

慮する際にはこの方面をも忽に付してはならないのである。

(四)

少年裁判所は少年の處罰に必要な條件を擴張した。從來は單に少年が行爲の當時當該行爲の違法なることを認識したるや否やが問題であつたのである。世人がこの要件を以て餘り智識的に過ぎ、餘りに常識を欠いたものであると非難したのは當然である。自己の行爲の違法なることを判斷する力は、普通の少年には大抵早くから具つてゐるものであるが、唯だ此の判斷に従つて行爲する能力を欠いてゐるのである。幾度か我等は少年に向つて發せられた「違法なることを知りたるや」なる問ひに對して、「知つてはゐたが、然しそれ以上何事をも考へなかつた」といふ極めて自然な答を聞いたことであらう。少年裁判所法が少年が判斷能力は有つてはゐたが、然し精神的及び道義的發育の不充分なるか又は缺陷あるが爲め、その判斷に従つて意志を決定する能はざりし場合にも亦刑罰を阻却したことは喜ぶべきことである(第三條)。

この二つの要件の内一つが欠けてゐる場合には検事は手續を中止することができるのである。然かし從來の如く單獨にて之を爲すを得るのではなく、少年裁判所の同意を得て初めて之を爲すことを得るのであり、且つ又豫め少年局の意見を徴する必要がある。この點が出来るだけ少年の保護を任とする總ての官廳の統一と協調とを確實にせんとする目的に役立つもので、この法律の規定の長所の一つである。

(五)

少年に對する刑罰に關しては唯だ經驗上効果のないことの認められた誣責 (Verleumdung) を向後一切之を適用せざる點に於てのみ一の變更を見たのである。從來誣責の刑に處せられた輕罪特に輕い違警罪については、全く刑罰を無視する譯にはいかなないので、唯感化處分を以て足れりとしてゐる。元來誣責の目的は累犯を考慮した場合に特に意味があるのであつて、その場合にこの刑罰の精神が處罰せられた者によつて眞面目に尊重せらるゝのは甚だ稀れであるに拘らず、誣責は累犯を證據立てた刑罰として重大な結果を齎らすのである。時々女子少年に言ひ渡され、その結果元來感化手段としての刑罰はその執行によつて目的を達

の甚だ面白くなかつた州警察官廳に對する引渡も亦廢止されたのである。

少年裁判所法に於ける刑の量定に關する原則は從來少年に對して適用されたものと本質的には異なる所はないのである。たゞ從來死刑、終身懲役又は要塞禁錮を科せられたる行爲に對する刑罰は、從來の三年以上十五年に代ふるに十年までの懲役或は要塞禁錮を以てした。少年裁判所法が一般の刑罰範圍に於て試験と共助とを尊重せんとする草案の發意を棄て、顧みなかつたのは甚だ遺憾である。此點に關しては新刑法が固陋の舊型を脱して、犯人の危險性に比例して刑の量定を裁判官の裁量に一任し、實驗と協力とに機會を與ふる規定を設けたのは最も近代的な意義に副つたものと云へるのである。少年裁判所法が少年に對する極少限の刑を大部分撤廢し或は單に一日の禁錮に低減した爲めに實際に於て將來特に刑を輕減する必要はなくなつた譯である(少年裁判所法第六條)

するのは甚だ難いのである。少年をして自由刑に服せしむることによつて、彼等は刑務所の生活に慣れる爲めに刑罰の威嚇的効力は大部分消滅して了うのである。是を以て出て來得る限り長く言ひ渡された自由刑の執行から少年を保護するものが、良好の結果をもたらさうとする司法保護の任務であらねばならないのである。既に久しく行政上の慣例ではこの觀念に従つて廣い範圍に及んで少年に執行猶豫が與へられてゐるのである、即ち刑罰執行の中止で、刑を言ひ渡されたものが執行猶豫期間中 (Probationzeit) 善行を持續するによつて刑の免除を受けることができるのである。此の方法は從來裁判所で言ひ渡されたもので、一箇の行政上の恩典處分であつたものであるけれども、今や法律上統一的に規定せられて、受刑者にとつて條件附の主觀的な一箇の公の權利となつたのである(第十條)。手續上では(第十三條)。

實際刑法の減刑事情と同じく取扱はるゝものである。この點については執行猶豫を拒む判決に對し受刑者に不服の申立により即時の抗告をなすの機會が與へられ(第三十五條第二項)、且つ此の場合には判決理由中に執行猶豫の決定の執行猶豫期間は二年以上五年以下に量定せられ得るのである。この期間内は十八歳を越へ丁年に達したるものと雖特別なる義務を課するを得るのであつて、執行猶豫の維持はこの義務を履行するや否やに由るのである(第十二條)。

然しながら憲法上與へられた良心の自由と背反するような要求をかゝる義務として課することはできないのである。課すべからざる義務としては正則の寺院参詣或は或種の政治的色彩を帯びたる團體への加入の如きである、之に反して猶豫期間中アルコールを飲用せざること、喫煙せざること料理店並びに活動寫眞館に立入らざること等は義務として賦課するに毫も差支ないのである、有罪者は猶豫期間中の行狀佳良なるによつて刑の免除を受けるのであつて、然らざる場合には刑は執行さるゝのである(第十五條)。

(六)

少年裁判所法に於ては感化處分 (Erziehungsmassregel) を刑罰と同位に置いてゐる。少年裁判所は感化處分を以て足れりとする場合には感化處分を命ずるに止めて刑罰を科せないのである。罪の特に輕からざる場合に於てすら尙刑を論ぜざることのできるのである。然しながら裁判所が刑を宣告した場合にも、尙個々の場合について刑と共に感化處分を命ずべきやいなやを審査しなければならぬのである。道の事は刑の執行猶豫の場合に特に意味が深い。

である。

少年裁判所法の草案では命ぜらるべき感化處分を一々列記することを避けたのであつて、其意はあらゆる種類の感化保護を感化處分たらしめんとするにあつたのである。然しながらかくすれば餘りに廣い権限を裁判所に與へることになつて、裁判所が法文の不確定なるが爲め頗はしからざる處置を取るの虞なきにしもあらずで、事によれば裁判官は立法者の心にもなかつた答刑 (Prügelstrafe) をさへ科するに至らないとも限らないのである。是に於てか委員會は先づ第一に法律で感化處分の數を規定する方法を撰んだのである。然しながら更に又一方には法律に規定したる以外の感化處分と雖も獨乙政府は參議院 (Reichsrat) の同意を得て之を許可するを得ることに定められたのである(第七條)。特に規定された感化處分は左に掲ぐる六箇の處分である。

一 譴責 (Verwarnung)

二 感化權者に委ねられたる訓練 (Uebungung in die Zucht des Erziehungserfolgigen)

三 特別義務の賦課

四 保護收容

五 保護監督

六 保護感化

保護監督及び保護感化の二つは前述の少年保護法に於て規定せられてゐる。この二箇の處分は成年の到來までは之を及ぼすを得るのであつて(少年保護法第五九、六三、七二條)、其餘の感化處分に關しては獨乙政府は參議院の同意を得て所要の執行規定を定むることを得るのである。少年裁判所法は感化處分の十八歳滿了後成年に達するまでは執行され得ることを持に重ねて明言することを必要と看てゐる(第七條)。

裁判所は必要な場合には判決に先だち感化處分を命ずるを得るのである。公訴提起により手續の尙未だ少年裁判所に繫屬せざるときも亦感化處分に關する假りの處置を執るの權限が少年裁判所或は少年裁判官に與へられてゐる。

これは草案の理由書にもある通り、この權限は補助的に少年裁判所に與へられたもので、準備手續中行使せられ得る

ものである(第八條)。故に少年裁判所と後見裁判所との間に衝突を惹起する虞があるけれども、幸に二箇の裁判所の間に相互の聯絡が保たれてゐるので、實際には矛盾した命令を爲す虞はないのである。

感化處分の命令は種々の方法で行はれるのである。少年裁判所は判決と共に直ちに處分を命ずることを得るのであるけれども、保護監督と保護感化の二つは少年裁判所長が同時に後見裁判官である時にのみ限り之を命ずるを得るのである。尙少年裁判所は命令を感化處分の必要なること宣言に止めて、處分の撰擇は之を後見裁判所に委任することも出来るのである。感化處分の重大なるに従つてこの終りの方法が撰ばれなければならないのは明かな事である。然らざれば感化處分が刑罰と撰ぶ所がなくなつて、感化處分としての効力を失ふからである。(未完)

(Die neue Zeit)

ある教誨師の手記

—第一印象の巻—

丁 英 生

……小 引……

知られる、昔に教誨師にかぎらない、一般刑務官に多少の興味なしとは申されぬ、よつて所々を抄譯して見やう。

【新任の教誨】

英國の片田舎、ダートムアールといふ土地に一の刑務所がある。刑期三年以上の所謂重罪者の男子を收容する相當大なるコンビクトブリズンである。此所に二十五年間勤続したるクリツフオード、リツカーズといふ教誨師があつた。ある教誨師とは此人のことで、兩三年前停年が来て退職したが、其在職中遭遇した出來事を備忘の爲めと、また一は收容者に對する世人の同情を喚起したいとの考から、一は手記を公にした。讀むでゆく中に遠い國の眼色毛色の異つた人の筆になつたとも思はれね位我國の刑務所事情と共通する所もあるが、また法外意外の狀況の存することも

田舎の旅宿に落ち着いた新任教誨師は宿の主人から此地にも近かく鐵道がつくといふ話や、其時が来たならお客さまにも、モットもてながしが出きやうなどの物語を聞かされたなどは、有りさうなことだ。初めて刑務所の門を潜つた日の翌朝七時から、ハヤ最初

それはすが／＼しい氣分になるが、冬と來たらお話にならぬ等と共に住み共に働き、共に寝ねそうした間に彼等を感じない。全く暗い霧が立ち罩もり、時々雪の降りしきる日もある。そのなかを中庭から教誨堂へ繰り込み往く化物のやうの書物で讀むだ。自分は其様な排斥を喰つて追ひ出されたくない。露西亞と我國とは異ふ。我國では重大なる罪惡をし堂内に這入れば光景一變だ、總てが輝かしい、温かな心地といつたらなくらくらゐ、と叙して居る。次に教誨の有様を筆者の文句で記述して見やう。

さて最初の登壇に於て先づ受刑者に自己を紹介し、自分は全く善良なる意志を以て赴任したこと、さりながら其職務を十分に盡し得ると否とは一に收容者各自の身に各自の意志に懸りて存することを曉らしやうと努めた。勿論俸給を貰ふ政府の役人として自分に對して最初は疑ひの目を以て視るかも知れない、しかし俸給を貰はねば生きてゆかれないから貰ふものゝ、時が経つに隨つて自分の時間と任務が出来るかぎり彼等の爲めに盡されつゝあることを知る

さて讚美歌でもつて朝教誨は終りて退場し、收容者は隊給を貰ふ政府の役人として自分に對して最初は疑ひの目を以て視るかも知れない、しかし俸給を貰はねば生きてゆかれないから貰ふものゝ、時が経つに隨つて自分の時間と任務が出来るかぎり彼等の爲めに盡されつゝあることを知る

【教誨師となるまで】

自分は今約壹千人の犯罪者のために友人となり忠告者と受刑となり濟まし收容せらるべく刑務所へ歸り來りて、世の中に仕事も多いのにどうしてこうなつたかと一寸

教へて見たい。自分として若し數年以前に命令せられたならば、假令行末そうなる運命だと見せ付けられても此の僧職に當ることを必ず嫌つて、お断りをした筈の人間である。若し自分が毫末も望を繋げて居なかつた職務がありとすれば、それは刑務所教誨師のそれであつた。

自分の最初に牧師補となつて新任したのはミドランドという教區であつて、此の地は僧職を心持好く執行させる爲め凡ての事物が整つて居り、住民は親切で愛嬌よく、あまり親切すぎるので新米牧師を随落せしむるやうなこともある。さうした愉快な環境を有つて居る自分が、ある日ツイ近くの物持ちの農家へ狩獵に招待された。其所で我大刑務所の一教誨師に出會つた。其教誨師は此家の主人の友達で日曜一日を遊びに來たのである、段々深く接して見ると誠に附合ひ好き、また博識な人柄であるのに其職務と環境とを自分のそれに比較して考へると心の底から此人が氣の毒でならなかつた、どうして此位の人がそんな職務を執る氣になつたか想像の及ばない事柄である。

然るに數年の後、右の農家の友人が馬車で駆け付けて、

彼の友人たる教誨師が手紙を寄越し、自分に會つて刑務所教誨師となつて俱々に働くやう勧めて呉れと言ふて來たとのこと、自分は一も二もなく直に拒絶したと同時に、アナ職務に従事して居る彼を深く、氣の毒がつて居ると告げてやつた。

さりながら、日を経て長上の牧師及友人達から再考するやうに勧められ、殊に牧師は親切にも自分が假りに教誨師となつて見て、豫想のとほり果して面白からぬ場合は罷めて來て、現職に復するやう自分の地位を暫く缺員のまゝ補充せぬとまで言はれた。ともかく、一寸試みて御覽、何だか神の命の如く思はれる」と彼は笑めてくれた。

自分は赴任をした、而してまだ曾てそうしたことを後悔したことはなかつた、唯だ悲しむべきは指定の退職年齢に達し、且自らも最早職務に耐へないと感ずるから、辭職の止むなきに至つたことである、而して自分ばかりでない自分が休暇をとつた間代勤をしてくれた人達は殆ど例外なしに、此職務を厭ふどころでなく、反て永久に任命せられたいとの希望を抱くに至つたことを、特に記述して置く價值

がある(教誨師の職務が一般宗教界内にも甚しく不人氣たることは我國も英國も變りがない、出家は「木の端くれ」の如く思はれると兼好が不平を言つたが、教誨師はそのまた出家仲間の「木の端くれ」の如く思はれて居る、誠に割の悪い職務である。しかしながら外間にしか見られるだけ、之と反比例に宗教的意義と感激の豊かなるものがあつて、一旦之に従事したものがツイ永曳くのである。筆者は之を多く言ひ盡さずして一筆に書きなぐつて置くは巧みである

—譯者—

【教誨師殿られの一詢】

朝食後登廳して先づ懲罰室を訪ひ、此所にて勤行をするのであるが、斯る境遇にある者に對しては害あつて益少しと見て後に自分は之を敷した。罰室には種々なる犯則の爲

め獨居及減食の前に處せられた者が大抵二十人から二十五人位居る、其各房は二重扉で、内側は頑丈な板戸、外側は鐵格子戸である、内扉が開けられても鐵格子を閉めたまゝ話をする習はしである。然し内外二扉共に開くことは戒

とは云はれぬ、時としては全く變つて來るからとの理由である。自分は所長に訴へて全部開くことにして貰ひ、二十年間毎日戒護者なしに房内に入出入したが、唯一回だけ悲しむべきことが起つた、それをやつた當人は全く氣分に驅られたので責任はない、其者の居る房内が暗らくて良く顔が見へなかつたら、自分は戸の中へ這入つて往つた、すると其男は劇しく努鳴つたから、そんなに大きな聲をせずとも自分は聾でないよと言つたら、

「おい、教誨師、俺を此所から出して呉れるか」

「判らぬことを言ふな、自分がお前をこゝから出せないことは、丁度刑務所の外へお前を出せないと同じだと知つておくせに」

「よしそれならこれでも喰へ」

と、いきなり鼻柱をした、か折つた、鼻血はひどく流れ出た、彼は恰も癩癪持ちの子供が仕返へしを待つやうな風には打ちかへしを受ける身構をした、しかし自分は兩手を上着のポケットに入れて打ちかへしはしなかつた。暫らくして自分は手扇を取り出し出血を抑へながら言つた、

ある教誨師の手記

「Dよ、なぜこんなことをするのか」

「それならなぜ俺を外へだしてくれないのか」

自分の鼻から出血するのを見て看守がやつて来た時、

不幸にして同じやうに打つたから耐らない。大立ちまわり

が始まつた、自分が立去る前に押丁は一皿の水を持って來

て云つた。

「あなたは彼の處へ這入つてはいけない、昨夜とほして氣

違いの振舞をして居つた、皆の人があなたに報告して置

かねばならなかつたに」

翌日は此男は明るい室へ移されて居たが、打ち沈むで居

るのを見たから、

「どうしたか」と尋ねた。

「どうしましたのでしやう、私の頭がくるつたのでしやう

「か見て下さい」

「お前の頭を見るよりも、自分の鼻を見てくれ」

自分はどうかして昨日の暴行を罰せないやうにと願つて

やつたが、不幸にして看守二人に對して殴打したから、竟

に其所爲に對して罰せられた、其後度々訪問して互に親し

き朋友となつた。自分が再びあのやうなことをしないでく

れと云ふと彼は笑ふて居る、云々と(氣狂にかゝつてた教

誨師も仕方がない、全く一押丁の言の如く教誨師に受刑者

の事情が報告されないのは大失策である、それにしても教

誨師が殴られることは全く珍らしいことで、此人の奉職廿

五年間唯一の出來事として記して置くのであらう)

—(未完)—

予は看守諸君と語る

有馬四郎助

自らを改革せずして焉んぞ人を

我親愛なる看守諸君、今や世の中は改革の風潮に盈たさ

れ、何も彼も變革改善の實を挙げねば、止まない氣運を示

めし來つてゐるのが實狀でない乎、斯かる氣運を迎へては御

互刑務官たる者、何となくこそぐらゝやの感なきを得な

い、是れ本來が刑務官は世の改革者の一員たる性質を免が

れないからであらう、世の改革者の一員、何たる痛快事で

あらう兎も角も此自覺を有する刑務官の意氣や當然ならん

も亦た天晴、予は歩くも此に我親愛なる看守諸君の共鳴あ

るを信じて疑はない、但し改革の意義に至つては、多少吟

味し置くも亦た御互の責務たらずとはいへまいと思ふ。

御互刑務官は實に世の改革者の一員に相違ない、相違な

い。夫れは世の所謂改革者とは其類を異にするは論を俟たぬ、彼は外形上を重もにし、是は心意上を重もにする、取りも直さず精神改革者は即ち刑務官である、而かも精神改革者の盡力の効果は、間接に外形改革者を凌駕して、遙かに其上に出づるは明だが、水源清まりて末流の清まらざるもの會てありし例がない、此意味に於て刑務官は改革者の第一位にありとも云ひ得るでないか、然り我親愛なる看守諸君は、眞個の意味に於て名譽ある世の改革者である。然らば改革者としての第一の責務は何である。刑務官當面の問題は實に此點を吟味して忘却せざるにあるでなからう

予は看守諸君と語る

予は看守諸君を語る

改革者たる御互刑務官は、先づ自らを改革するより急且要の
 手本を示すに、遠く及ばないこと萬々なるを知らねばな
 なるはない、影は形に伴ふが道理である如く、他を改革せ
 らぬ、故に何が何でも我々刑務官の職責の第一義は己れ自
 んと欲する者亦自ら改革されたる身を以て臨まねばならぬ
 さらば其影たるべき被話者も其形に伴ふべきは必然の道
 理、決して動かすことはできない、然るに四角な形を以て
 丸き圓形を映さんとする、不合理千萬の註文、其不可能事
 たるは明々白々、而かも世間の實際を見るに此明々白々の
 不可能事を敢てせんとする者無きに非ずだ、知つてか知ら
 ずしてか何れにしても残念至極の事ではないか。

陋見を捨て舊慣を革むる容易の業でない、併し乍ら自ら
 不易の業をやりをうせねば何といつても人は之を革むる
 者でない、此場合にも千萬の説法も、唯だ一つの改革實行
 に解決せんことを斷言して憚らない。

我親愛なる看守諸君、諸君の職責や多事多難である、其
 此第一義を果たすにある、然らば他は多く勞せずして直ち

常 識 の 泉

五〇〇人の材料に就いて
 精細に研究した結果、家庭
 教育、職業、交友等に關し
 ては、特記すべきことなし
 隨て性的犯罪をなした因由
 を主として専ら遺傳、環境
 身體及び精神上の素因に皈
 せしめることは出来ない。

その因由は實に各少女が異
 る如くに、各別異であつて
 少女の事情と機會に對して
 反應する個々の性質にこれ
 を求めざるべからず。又少女の心身の
 状態と犯行との間にも何等一定の關係
 あることなく、これを簡單に分類する
 ことはできない。隨つてこれを一樣に
 取扱ふことは不可能である。又性格上

少女の性的犯罪 因由

の相違、情緒の平衡の相違、習慣形成の
 相違に由る種々の心的性情の異同によ
 つて、其の犯行に一種の傾向があると
 も認められない。されば不良少女の處
 置を眞に有效ならしめんとせば、これ
 を必ず個別的に取扱はねばならぬ。

ヤング・ホーム通 (Journ. of
 Crim. law and Criminol.
 No. 12, 1923)

父母の罪

ケルローグ通 (Journal of
 Applied Sociology, VII,
 March April, 1923)

アメリカ、ロスアンゼルス市の學校
 に於ける不良少女五十名につき研究し
 たる結果、いづれも皆、家庭の紊亂が彼
 女等を犯罪行為に導いたものであつて
 主觀的にも客觀的にも、その家庭の状
 態が不良であることの證據を發見し
 た、就中、年齢の進んだ少数のものは
 最もこれが爲めに毒せられて居た。而
 して家庭の不良は父母の不良に因るの
 であつて、その父母の不良なもの、
 内、四〇%は主として程民區域に住す

る米國人系の家庭である。

運動より受る精神的影響

運動によつて受る精神的の影響を考
 へて見ると、
 (一)、注意が周到になつて来る。(二)、
 剛健の氣象を養成し得る。(三)、自信
 力の養成が出来る。(四)、機敏なる決
 斷力の養成が出来る。(五)、忍耐力の
 養成が出来る。(六)、共同團結の精神
 が養成せられる。(七)、責任觀念の養
 成が出来る。(八)、自負心の向上が出
 来る。(九)、他人力量を判斷し之を尊
 敬する氣風も養成される。(十)、約束
 を守るといふ習慣養成が出来る。
 (以上兒童研究)

空氣洗滌裝置

能率

東洋モスリン株式會社
工場調査

□通氣と工場能率
亞米利加の工場法には下の如き規程がある。之は工業保健の上に重大なる關係を有するものであることは云ふ迄もない。

- 一、工場は清潔にすべし、
- 二、溝渠、便所等より生ずる臭氣を留滞せしめざることを
- 三、人數過剰の爲、作業中の勞働者の健康に危険又は有害なる結果を及ぼすが如き事無きを期すべし。
- 四、凡て健康上有害なる如き製造過程又は加工過程に於て生ずる凡ての瓦斯、蒸氣、塵埃其の他の不純物をして、健康を害せざらしめんが爲めに適當の通氣を講ず可きものとす、

以上の規程は、我國に於ても亦當然施行するべき必要なるものであるが、我工場法には斯かる規程あるを知らぬ。工場法に規程あると否とは別問題として、工場の通氣、工場の暖房、工場

の冷却、空氣の洗濯と云ふ様な事が、工場建築、工場の經營實際問題にして研究せられ、實施せられて来たことは、眞に喜ぶべき現象である。記者が大震災一兩日前に視察した東洋モスリン株式會社の龜戸工場の如きは、現に數年前より空氣洗濯装置を施して空氣を清潔にすると同時に、室内の乾濕、溫冷を適當ならしめ、工場能率の上に頗る好成績を擧げて居る。即ち最初に第二次裝置を改良して居る。(尤も大震災の爲めに四工場中二工場の倒壊を見たるも、幸ひにして火災を免れたので、直ちに復舊すると云ふことである。)

□空氣中の不純物

- 工場内の空氣を不潔ならしめ、其性質を變化する主要なる原因は
- 一、酸素の減少。
- 二、炭酸瓦斯の増加
- 三、排泄有機物の増加
- 四、病菌類の増加
- 五、塵埃、瓦斯及臭氣の發生
- 六、溫度の上昇
- 七、溫度の増加又は減少

場所に送る装置であるが、茲に述べんとする空氣洗濯装置は此理論を應用し、改善し、之は既に鐘淵紡績、三菱銀行等にも装置せられて居るが、東洋モスリンの裝置が、我國に於ける最も古いものであらうと思ふ。目下建築中の星製藥商業學校の大講堂にも、此空氣洗濯装置が出来て居る。

東洋モスリンの空氣洗濯装置は、高砂工業株式會社の柳町技師の設計したもので、同氏がパテントを有する獨特の裝置である。

即ち一の裝置に依て空氣の洗濯と加温と●房、冷却共に自由である。空氣が乾燥し過ぎる時には之を加温し、酷暑の際には空氣を冷却し、極寒には暖房に用ひつゝ空氣を洗濯する事が出来るのである。

此裝置は噴霧、洗濯、製氷、加熱等の裝置力を成立つてゐる、そうして大氣の状態に依て之に適應するやうに自由活動させるのである。

即ち從來の機械換氣法の押込と吐出とを結合した裝置に依つて、室内の不

A、工場内の炭酸瓦斯は有害なる比例に達することは少い。乍併其比例に徴して通氣法を加減する必要がある。通氣法が十分である時は室内の空氣は戸外の大氣と比し、炭酸瓦斯の比例を超過する事は無い。

B、人體より發する(皮膚、消化器官等)及特に身體を不潔にせる場合)各種の不明なる蒸氣發氣は多くの場合無害なるものであるが、人をして不快の念を起さしめるものである。

C、人體より生ずるバクテリアは上に比し、一層直接空氣を不純ならしめるものである。風邪、咽喉加答兒、インフルエンザ等は空氣の媒介にて感染する。是等は輕微なる病氣であるが、工業能率に影響する事は夥しいものである。肺病が空氣の媒介にて傳播する事は云ふ迄もない。

D、生産過程は塵埃及煙氣の如き各種の不純物を生じ易い、其内には單に人をして不快ならしめる丈けに止まるものがある、或は直接に害毒を流すものがある。

以上の外、土地の状況及工場の状況

潔な混濁した空氣を悉く地下室の洗濯器に吸收し、噴霧器に依て塵埃を濾過し、之を大煽風機に依てパイプにて工場に送るのである。

東洋モスリンの實驗に依ると、室外と工場内とは三度乃至五度位の相違を見る事が出来る。若も經費を惜まずに此裝置の能率を十分に發揮するなれば、極暑の候と雖八十度を昇ることなく、極寒の候と雖六十度を降る事なき程度の溫度を保持する事も敢て至難ではない。

此裝置が出来てから、従業員は工場内に在る事を好み、病氣休業者を減じ、爾來生産能率一割を増進した。

□洗濯装置の直接利益

紡績●場に於ける作業は、溫度と濕度の影響を受ける事が甚しい。殊にモスリン、絹糸の如き精巧を要する作業では、空氣の濕溫度に依て工程、品質の良否、同不同、生産高の増減、又は従業員者の衛生状態等に大影響を及ぼすものであるから、此洗濯装置に依て蒙る直接の利益は大要次の如きものがあ

に依ては、空氣中に驚くべき塵埃の含有せらるゝ事も亦閑却する事の出来ないう重大な問題である。紐育での實驗に依ると、同市最高のビルディングたるウルウォースの五十七階に於ては、一立方種に付き二七、〇〇〇の粉塵を含み、三十階に於ては七〇、〇〇〇、十階に於ては八五、〇〇〇、最下層では二一〇、〇〇〇を含有して居る、又以て工場に於ける粉塵含有量の甚だしきを知可きである。

此他工場内の溫度と湿度とが直接人體に影響すること大なるは勿論、工業の種類に依ては、製品自体にも直接影響あるものである。

□東洋モスリン株式會社の實例
從來通氣法として行はれて来たのは自然換氣法及機械換氣法の二種である。

自然換氣法は最も簡單なる裝置で、溫度の變化に依る空氣の對流運動を利用したものであるが、幾多の缺點がある。

機械換氣法は、煽風機に依て空氣を流動せしめ、之を通風路に依て一定の

一、綿羊毛及絹等の繊維は頗る柔軟となり、且靱性を帯び、作業を容易ならしめる。

二、繊維の含有する水分を常に適當なる定量に保たしめ得る。

三、機體と繊維の飛散、徒費の量及紡毛の組織を粗漏にする程度を大に減少する。

四、各繊維は互に能く固着するが故に、均一強靱なる紡糸を得られ、大いに経糸の切れを減じ、従て産出高を増出する。

五、紡織の調整を正確且良好ならしめる。

以上は東洋モスリンに依つて調査し得たる概要であるが、要之、空氣洗濯装置は獨り紡績會社のみに限らず、多人数の集會する場所即ち學校、劇場又は●場には無くてはならぬ装置で能率の價值に於ても疑を容れる餘地無きものであることを附言しておく。

(能率研究)

一日中に於ける精活動の高潮時と干潮時

仕事の循環は健全な豊饒な精神を作るに役立つものである。一日中、頭の仕事と手の仕事を交互に行ひ、頭脳の双先を鈍らす程長く一つ仕事に没頭してはならぬ。中途で止め、何か全然異つた事を遣り、夫れから又元の完成の仕事に飯れるやうに、時間割を立てることが必要である。

最も氣力の旺盛な時に最も多く全力を集中し、精神活動の高潮時に其の日の主要な仕事をしなければならぬ。精神には海潮の如く満干が有るもので、大抵の日に於ては、其満潮は午前十時頃であり、其干潮は常に午後四時乃至五時に起るものである。朝八時から十一時迄の時間を、些細な事や機械的仕事に浪費してはならぬ。此時間には、須く思慮を廻らし、計畫を立て、組織を編む可きである。

疲労の性質及原因並に其の豫防及治療法を知る事が肝要である。頭腦の疲

勞は、大抵不自然且不必要な事から起るものである。倦怠、過敏、混亂、短氣、銷沈は、蓋し次の不養生の何れに原因するものであらう。

- 換氣の不足
- 姿勢の不良
- 着物の窮屈
- 組織の缺如
- 感情の浪費
- 胃の疾患
- 精神の動搖
- 睡眠不足
- 食事の惡習慣
- 視力の過勞と狂ひ
- 愚劣なる娛樂
- 飲料水の不足
- 運動不足
- 便
- 泌と自然中毒
- 豫防し得可き病氣
- 單調
- 仕事の嫌忌
- 誤れる性の觀念又は表現
- 道徳上の薄志弱行

以上の原因の中には、過度の勞働を含んで居ないが、概して云へば、過度の勞働なるものは事實上存在しないのである。過度の勞働は概して思考力の不足である。(能率研究)

建物の自己振動

同じ場所に在り、外觀上、殆んど二箇の建築物が地震に依り、甲は倒壊し乙が安全であつた場合、素人は普通之

を一概に地震の勢にしたり、施工上の良不良にしたりして了ふ。勿論或場合には之も相當關係はある。乍併、建築學者は、専門の見地から、地震と建築物との間に更に重要な關係を有つ所の、地震の震動と建物の震動との密接な相關を見逃すことは出来ないのである。建築物其物は必ず自己振動を有つものである。そして斯様な地震の際には、此自己振動は地震の爲幾分率制されるかは知らぬが、多くの學者は建物自體の有つ揺れの爲めに、斯かる時は地震の震度に應じて兎も角夫れが振動を開始する。

建築物の自己振動は主として粘りさに基く。粘りさの如何に依て建物は多様の震動を有することとなる。此震度が上述の通り地震と關係を有つので、若し兩者の週期が合致し、又は近接するやうの場合には、建物は非常な被害を受けることとなる。

然らば建築物は今後營造物建築に際して、幾許の自己振動を有たす可きかと云ふに、余は大地震の週期(一、〇一、五秒)を超越するやうな建築を提唱

し度い、

建物の大小と震動との關係は、若し同じフレームに夫れが組まれて居るならば、理論上では大小には關係しない筈であるが、實際上では壁に支障力を有たせてある場合、小建築物の方が、より安全であつた。

即ち、東京電氣、日本電氣、博文館秀英舎等の各工場が、鐵筋コンクリートでありながら倒壊したのは、柱間に壁を設けず、窓を多くした罪である。反之東京中央電話局が無被害に終つたのは壁の代りに空中に鐵筋コンクリートの壁を設けてあつたからである。非常なプレッシャーが此壁に加つた事は此壁に小龜裂が入つた事で判る。

鐵筋コンクリートは必ずしも頼りにならぬ例へば特許局の新築で、之は僅かに三階建であり、壁の厚さ五寸、鐵筋二分、厘なるに拘らず見事に全壊した。之は調査の結果、鐵筋が縦三尺、横一尺五寸と云ふ亂暴な施工がしてあつた。

建築業者は次の箇條に注意され度

- 一、パイジョイントの不完全、特殊のバーに特に信頼し過ぎると不測の禍を醸すものである之は煙筒の場合も同様である。
- 二、次はコンクリートのジョイントで慶應の三階建が破損したのは、此手抜かりの爲である。
- 三、鐵筋の少いのは甚だ面白くない結果を齎らすこと、且又鐵筋の配置の完全と柱の横の接ぎ目の十全をも建築の際には忘れてはならぬ。
- 四、外柱にせよ、中の柱にせよ、柱は寧ろ大に過ぎる方が安全である。
- 五、施工

(能率研究)

關東大震の教訓

工學士 池田 實

這回の關東大震災は單に地震として決して空前の大地震と云ふことは出來ない。夫れにも拘らず我二大都市が一夜にして焦土と化した事に就ては、北所に種々の原因もあるであらうが、

私は先づこれを物的方面及び心的方面に二分する即ち物的原因に依る震害、心的原因に依る震害の二つに分け度いと思ふ。そうして之を地震、火事、避難の三つに別けて、其原因を探究して見度いと思ふ。

地震の物的方面

地震に因る災害の物的方面としては

A 自然的原因

B 人為的原因

- 一、我國が世界に於ける地震帯に近い位置に在ること
 - 二、震度も相當に大きかつたこと
 - 三、震災地の地層が軟弱であつたこと
- の三つである。勿論仔細に觀察すれば他にもあるであらうが、先づ此三つが主たる自然的原因と見ねばならぬ。
- 人為的原因としては
- 一、我國の習癖として、建築の外観のみ提はれて、地盤の強弱と云ふやうな事を輕視したこと
 - 二、建築の構造が弱かつたこと

三、建築物が腐朽荒廢しても、手入をせず使用してゐたこと

の三つが主要なる原因である

火事の物的方面

物的方面の火事の原因として擧ぐべき事は

一、地震の時刻が悪かつたこと

二、風力が強かつた事

と云ふやうな事が主たる原因で、之を

A、自然的原因

B、人為的原因

- 一、自然的原因として見ると
 - A、自然的原因として
 - 一、風力の變化が多かつた事
 - 二、晴天続きであつたこと
 - B、人為的原因として
 - 一、地震に因て災害を受けたこと
 - 二、木造家屋の集團であつたこと
 - 三、藥品其他危険物貯蔵に對して何等完全なる設備がなかつたこと
 - 四、建築物が混亂雜然として統一がなかつたこと及過分生活であつたこと
 - 五、水道破損其他に依り水が缺乏したること
 - 六、消防設備が不十分であつたこと

避難の物的方面

避難の物的方面としては

一、道路が狹隘であつたこと

二、木製の橋梁が多かつたこと

三、小公園の位置が悪かつたこと

四、エレベーターの設備が少なかつたこと

五、階段の設備が少なかつたこと

の非常時に役立たぬ事を忘れて居たこと

等が其主要なるもので、避難に對する訓練も其主要なる原因をなすものである。

以上の心的方面の缺陷を惹起したる事は、要するに心的方面の缺陷に因るものである。此結果として、非常時に對する平常の用意が如く居たことと云ふ事は、此結果として、或は都市に於て流言蜚語を生むと云ふ事實となつたのである。この反影である。この大震災は明かに我國國民性の缺點を暴露したる如きは、這回の大災と都市中の弊の如きは、這回の大災との關係を有するものと云はねばならぬ。

大正十二年十一月中入出監並月末在監人員 (口ハ減)

越員 入 監 出 監 現 員

前月末日 前年同月 前月比較 前年比較

受刑者	三八、五三九	二、九四五	二、九三六	三八、五七八	三八、五三九	四、四七一	三九	三、八六三
刑事被告人	三、九七七	三、七六六	三、三三六	三、六七七	三、九七七	二、八四三	三、一〇〇	七、七六四
勞役場留置者	一四二	一八五	一七四	一五二	一四二	一六二	二	一〇
乳兒	七	六	四	九	七	一	二	五
總計	四一、七七八	五、三四九	六、一七八	四一、四九八	四一、七七八	四三、二二七	三九	一、六六八
男	四一、七七八	五、三四九	六、一七八	四一、四九八	四一、七七八	四三、二二七	三九	一、六六八
女	一、二二六	三六三	三三三	一、二七	一、二二六	一、五五三	〇	一、七六六
計	四三、〇〇四	六、二二二	六、四六一〇	四三、三三六	四三、〇〇四	四四、七八〇	三九	三、四三二

備考
 内朝鮮人受刑者 男 三三二人 刑事被告人男 一六人 女三人、支人受刑者 男 七人
 伊人受刑者 男 一人、葡人受刑者男一人あり

大正十二年十一月末在監者人員表

刑務所別	受刑者		刑事被告人		勞役場留置者		乳兒		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
小菅	七九	一三〇	七九	一九	五	一	七九	一	一四九	一、二五
市谷	八六	一三〇	七九	一九	五	一	八七六	一	一四九	一、二五
豊多	八六	一三〇	七九	一九	五	一	八三六	一	一四九	一、二五
巢鴨	一、七二	一、七二	一、七二	一、七二	一、七二	一、七二	一、七二	一、七二	一、七二	一、七二
横濱	二五三	二五三	二九	四	一	一	四六三	一	四六三	四六三
浦和	四三三	四三三	四三	二二	一	一	四六七	一	四六八	四六八
千葉	九一五	九一五	八〇	三三	一	一	九八二	一	九八七	九八七
水戸	四七七	四七七	四三	二	一	一	五二四	一	五二四	五二四
宇都宮	四三六	四三六	四三	二	一	一	四七三	一	四七三	四七三
前橋	五七六	五七六	五七	二	一	一	六三九	一	六四〇	六四〇
静岡	五九六	五九六	五九	二	一	一	六五九	一	六六〇	六六〇
甲府	六八三	六八三	六八	二	一	一	七四九	一	七五〇	七五〇
長野	三七五	三七五	三九	一	一	一	四一四	一	四一五	四一五
新潟	八八八	八八八	八八	一	一	一	九七六	一	九七七	九七七
京都	三、三三八	一、〇〇三	四〇	二	一	一	三、四〇七	一	三、四〇八	三、四〇八
大阪	一、四三三	一、三三九	一七	一	一	一	一、六〇二	一	一、六〇三	一、六〇三
神戸	一、四三三	一、三三九	一七	一	一	一	一、六〇二	一	一、六〇三	一、六〇三

刑務所別	受刑者		刑事被告人		勞役場留置者		乳兒		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
奈良	六五五	一	六五五	一	一	一	七六六	一	七六六	七六六
滋賀	四九三	一	四九三	一	一	一	五〇四	一	五〇四	五〇四
和歌山	四四四	一	四四四	一	一	一	四五五	一	四五五	四五五
徳島	四一〇	一	四一〇	一	一	一	四二一	一	四二一	四二一
高松	五八七	一	五八七	一	一	一	六〇〇	一	六〇一	六〇一
高知	六四四	一	六四四	一	一	一	六五五	一	六五六	六五六
徳島	一、八六五	一	一、八六五	一	一	一	二、〇二五	一	二、〇二六	二、〇二六
三木	五三三	一	五三三	一	一	一	五四四	一	五四五	五四五
岐阜	五一九	一	五一九	一	一	一	六〇〇	一	六〇一	六〇一
富山	二五五	一	二五五	一	一	一	二六六	一	二六七	二六七
金沢	二二二	一	二二二	一	一	一	二三三	一	二三四	二三四
福井	二二二	一	二二二	一	一	一	二三三	一	二三四	二三四
富山	一九八	一	一九八	一	一	一	二〇九	一	二一〇	二一〇
廣島	九九三	一	九九三	一	一	一	一、〇〇四	一	一、〇〇五	一、〇〇五
山口	六六四	一	六六四	一	一	一	六七五	一	六七六	六七六
岡山	八六五	一	八六五	一	一	一	八七六	一	八七七	八七七
鳥取	三三三	一	三三三	一	一	一	三四四	一	三四五	三四五
松江	五八八	一	五八八	一	一	一	六〇〇	一	六〇一	六〇一
松山	四四八	一	四四八	一	一	一	四五九	一	四六〇	四六〇
長門	九一七	一	九一七	一	一	一	九二八	一	九二九	九二九
佐賀	三三三	一	三三三	一	一	一	三四四	一	三四五	三四五
三浦	一、三三八	一	一、三三八	一	一	一	一、三九九	一	一、四〇〇	一、四〇〇

行刑統計

川越(同)	小田原(少年)	榊太	十勝	網走	旭川	函館	札幌	青森	秋田	盛岡	山形	福島	宮城	沖繩	宮崎	鹿兒	熊本	大分	小倉	福岡
二六三	三二〇	一六一	四八七	八五七	三〇九	四六五	八九〇	三七八	五〇三	一八八	二六九	四二六	九二六	三三九	三六三	三六三	六〇八	三九〇	四四四	一,三三一
		四	五		九	三	四		一	七	八		九	七	三					一,四一七
三六三	三二〇	一六五	四九三	八五七	三二八	四八七	九三一	三七八	五〇四	二二五	三五四	四二六	九一六	三三八	三七〇	三八六	六〇八	三九〇	四四四	一,四六七
		一五	二九	一五	三二	四八	六九	一四	一九	四	二〇	四九	二七	九	一四	三三	七八	四四	四四	五三
		二	一		一	一	四	一	二	二	二	二					二	一		
		七	三〇	一五	三三	四九	七三	一五	二	三	三	五	三九	九	一四	三三	五九	七九	四四	五三
			一	六	二	二	二	一	五	七	二	二		二	一	二	一			二
				六	二	四	一	五	八	二	二		三	一	二	一				五
三六三	三二〇	一七六	五二七	八七三	三六六	五二五	九六一	三九三	五二七	一九九	二九一	四六七	九四三	三三〇	三七八	三八七	六六三	四六八	四九〇	一,三八〇
		六	六		一〇	三	四	一	三	八	二	二	一〇	七	三	二	二	一		一,四七
一六三	二一〇	一八二	五二二	八七二	三五六	五三八	一,〇〇六	三九四	五三〇	二二七	三七九	四六九	九四五	三五〇	三八五	四一	六六五	四六九	四九〇	一,五二七

姫路(同)	名古屋(同)	岩岡(同)	福岡(同)	盛岡(同)	總計
一三四	九〇	一五七	一〇四	一五三	計七,四七
					一,〇八一
一三四	九〇	一五七	一〇四	一五三	三八,七八三
					五三
					一〇四三
					六〇七
					一四四
					八
					一五三
					五
					四
					九四二
					一,四九九
					一,一九七
					三,五三六
一三四	九〇	一五八	一〇四	一五三	一五三
					一〇四
一三四	九〇	一五八	一〇四	一五三	一五三

行刑統計

叙任

叙任

依願免本官 看守長 鈴木文之助(青森) 給月六十三圓
 五級俸下賜依願免本官保健技師 青山時三郎(岐阜) 給月六十七圓
 六級俸下賜依願免本官 同 萩谷忠(水戸) 給月六十三圓
 七級俸下賜依願免本官 同 藤本慶太郎(小田原) 給八級俸
 九級俸下賜依願免本官 同 櫻井謙三(富山) 給六級俸
 看守 成瀬定實(福岡) 給月六十三圓
 任看守長給八級俸命大分刑務所勤務 看守長 武藤(大分) 給月五十七圓
 兼任司法屬給月七十圓、命市谷刑務所、行刑局勤務 渡邊正武 給月七十圓
 任保健技師九級俸下賜命水戸刑務所勤務 勝屋英夫 給月六十七圓
 任保健技師十級俸下賜命岐阜刑務所勤務 菱刈碩夫 給七級俸
 任保健技師十級俸下賜命鹿兒島刑務所勤務 看守長 小原善五郎(小菅) 給五級俸
 給五級俸 看守長 長谷文三(小菅) 給月六十七圓
 給七級俸 同 石川猪太郎(市谷) 給七級俸
 給月六十三圓 同 吉岡利兵衛(同) 給月五十七圓

同木下弘(同)
 同久保井覺治(同)
 同松野八藏(横濱)
 同高木銀重(同)
 同佐藤彌市郎(同)
 同山内嘉市(同)
 同田中繁太郎(浦和)
 同横山豊次(水戸)
 同渡邊直(同)
 同野口峰造(宇都宮)
 同境外次郎(長野)
 同長谷川源作(同)
 同宮下信(同)
 同辻多七(同)
 同水野兼吉(同)
 同平田均一(同)
 同高橋佐一郎(新潟)
 同長嶺梅治郎(同)
 同高橋松之助(神戸)
 同野田榮三郎(同)
 同中谷源一(同)
 同伊藤嘉六(同)

給八級俸 同 田中岩藏(同) 給月六十七圓
 給月五十三圓 同 吉岡喜重(同) 給月六十三圓
 給五級俸 同 小松直清(和歌山) 給月六十圓
 給七級俸 同 宮田長之助(同) 給月六十圓
 給月六十三圓 同 古宅房之助(同) 給八級級
 給月六十圓 同 酒井源次郎(同) 給七級俸
 給七級俸 同 福永有文(徳島) 給七級俸
 給月七十圓 同 箕村弟三(同) 給月五十七圓
 給月五十三圓 同 市原福馬(同) 給月六十三圓
 給月六十圓 同 藤澤清(高松) 給月六十圓
 給月六十圓 同 丸尾周一(同) 給月六十圓
 給月六十圓 同 村田義格(同) 給八級俸
 給六級俸 同 枇杷橋喜一(名古屋) 給月六十七圓
 給月七十圓 同 榎本達雄(同) 給月六十圓
 給月七十圓 同 鈴木與一(同) 給八級俸
 給月七十圓 同 菊地卯吉(同) 給五級俸
 給月七十圓 同 井上金作(同) 給月七十圓
 給月六十七圓 同 田畑明照(同) 給月五十七圓
 給月六十三圓 同 篠田利太郎(同) 給月七十圓
 給月六十三圓 同 永田亥之助(三重) 給月七十圓
 給月六十圓 同 木ノ村兵太郎(同) 給七級俸
 給月五十七圓 同 中川定信(同) 給月七十圓

同白木清吉(岐阜)
 同高井辰之丞(同)
 同佃藤吉(同)
 同飯田忠直(福井)
 同酒井喜太郎(同)
 同岡本祿一(廣島)
 同山崎壽馬(同)
 同大西小一(同)
 同原谷藏(山口)
 同熊野染太郎(岡山)
 同妹尾孝太郎(同)
 同藤下伊一郎(同)
 同木下榮樹(鳥取)
 同田口房治(同)
 同田代多七(長崎)
 同島山雲平(熊本)
 同前田孫代(同)
 同上高善助(同)
 同田中重四郎(鹿児島)
 同石澤信次(福島)
 同神田俊三(同)
 同佐久間勝治(山形)

叙任

給七級俸 同 佐藤久次郎(同) 給月六十圓
 給七級俸 同 佐藤平兵衛(同) 給月六十圓
 給月六十圓 同 松本稻城(同) 給月六十圓
 給六級俸 同 林市郎(盛岡) 給八級俸
 給月六十三圓 同 渡邊市作(青森) 給月六十三圓
 給月六十三圓 同 長内庄之助(同) 給月五十七圓
 給月六十圓 同 長坂勝馬(同) 給六級俸
 給八級俸 同 後藤兵之助(同) 給月六十七圓
 給五級俸 同 及川男(同) 給月六十三圓
 給六級俸 同 安原亮治(札幌) 給月六十圓
 給六級俸 同 三浦平三() 給月六十圓
 給六級俸 同 後藤孝治(同) 給七級俸
 給六級俸 同 安田禮次郎(同) 給六級俸
 給七級俸 同 上山喜一郎(函館) 給六級俸
 給八級俸 同 三浦秀文(同) 給月六十圓
 給六級俸 同 武笠龍太郎(川越) 給月六十圓
 給七級俸 同 伊藤勝重(名古屋) 給月六十七圓
 給月七十圓 同 是松角太(千葉) 給月六十圓
 給月七十圓 同 小林利吉(同) 給六級俸
 給月七十圓 同 深澤林作(同) 給七級俸
 給月七十圓 同 永井梅太郎(前橋) 給月六十三圓
 給月七十圓 同 堀池猪太郎(同) 給月五十七圓

同 清水財次郎(同) 同 北野竹太郎(同)
 同 増山喜三郎(同) 同 古屋盛安(同)
 同 前田孫次郎(大阪) 同 高橋龜太郎(奈良)
 同 石田藤次(同) 同 東米吉(同)
 同 前坂源三郎(富山) 同 渡邊新平(豊多摩)
 同 野村金松(富山) 同 秋元源次郎(片淵)
 同 山中鐵一(滋賀) 同 福村太三郎(福井)
 同 益山喜三郎(同) 同 黒田源太郎(小倉)
 同 中山勸左衛門(同) 同 青木七吉(熊本)
 同 萩原宗一(同) 同 森爲吉(熊本)
 同 野際麓(同) 同 山始(富山)
 同 柏原平助(宮城) 同 松野良太郎(堺)
 同 平塚千柄(秋田) 同 川嘉雄(同)
 同 細川嘉吉(同) 同 高橋龜治(同)
 同 高谷健雄(同) 同 掛樋松次郎(同)
 同 外山龜助(同) 同 三並丹治(松山)
 同 堀見市郎(同) 同 堀垣正一(松山)
 同 稻垣正一(松山)

給八級俸 同 井川信一(同) 給月六十三圓
 給月六十三圓 同 内山茂八(三池) 給月六十圓
 給七級俸 同 白濱佐一(佐賀) 給七級俸
 給月五十三圓 同 船津敏(同) 給月五十七圓
 給六級俸 同 中野久三(同) 給六級俸
 給六級俸 同 千葉啓次郎(網走) 給六級俸
 給月七十圓 同 山吉馬之助(同) 給六級俸
 給月七十圓 同 小泉強(同) 給六級俸
 給月七十圓 同 佐藤忠一(同) 給六級俸
 給月七十圓 同 緒方安章(福岡) 給六級俸
 給月七十圓 同 清永徳太郎(同) 給六級俸
 給六十三圓 同 高木幸雄(同) 給六級俸
 給八級俸 同 中島廣記(同) 給八級俸
 補長野刑務所長 典獄 島田鐵太郎(徳島) 補長野刑務所長兼補路支所長
 給八級俸 同 今井芳藏(樺太) 給月六十三圓
 給月六十七圓 同 鈴木長次郎(巢鴨) 給月六十七圓
 給七級俸 同 鈴木泰作(同) 給月六十七圓
 給七級俸 同 鈴木亦吉(同) 給月六十七圓
 給七級俸 同 谷田傳次郎(同) 給月六十七圓
 給五級俸 同 荒川金六(旭川) 給月六十三圓
 給月六十七圓 同 橋井吉治(同) 給月六十三圓
 給七級俸 同 太田卯八(豊多摩) 給月六十三圓

同 高橋龜太郎(奈良) 同 高橋龜太郎(奈良)
 同 東米吉(同) 同 渡邊新平(豊多摩)
 同 秋元源次郎(片淵) 同 福村太三郎(福井)
 同 黒田源太郎(小倉) 同 青木七吉(熊本)
 同 森爲吉(熊本) 同 山始(富山)
 同 松野良太郎(堺) 同 川嘉雄(同)
 同 高橋龜治(同) 同 掛樋松次郎(同)
 同 三並丹治(松山) 同 堀見市郎(同)
 同 堀垣正一(松山) 同 稻垣正一(松山)

訓令通牒

司法部行 甲 第五九號 (大正十三年一月十八日) (司法大臣 訓令)

刑務所長宛
少年刑務所長宛

監獄法第二十五條第三項ニ依り大正十三年一月二十六日臨時收容者ノ就業ヲ免ス

右訓令ス
司法部行 甲 第五九號 (大正十三年一月十八日) (司法部行刑局長通牒)

刑務所長宛

皇太子殿下御婚禮奉祝ノ件通牒

來一月二十六日行ハセラルル 皇太子殿下御結婚ノ儀ハ國民一般ニ慶祝スヘキ嘉禮ニシテ收容者一同ニ於テモ齋シク慶賀ノ意ヲ表シ 皇室ノ繁榮ト 皇運ノ無疆ヲ祝シ奉ルヘキ儀ニ有之儀處刑務所ハ紀律ノ府ニシテ荷モ之レカ弛類ヲ許スヘカラサルヲ以テ最謹嚴靜肅ニ赤誠ヲ致シテ奉祝スル様注意ノ上左記ノ通措置可相成候
收容者一同ヲ教誨堂ニ集メ刑務所長之ヲ司會シ 君カ代ヲ合唱シ當日 皇太子殿下結婚ノ盛儀ヲ行ハセ

ラル次第ヲ述ヘ一同奉祝ノ禮ヲ舉クルコトヲ告ケ起立萬歳ヲ奉唱シテ最敬禮ヲ爲シ奉祝ノ意ヲ表スルコト
引續キ所長又ハ教誨師ハ 皇太子殿下 良子女
王殿下ノ御賢德ヲ頌ヘ立國ノ大本ヲ明ニシ我國體ノ世界無比ナル所以ノ自覺ヲ深クシ益々奮勵シテ各其ノ業ニ力メ其ノ本分ヲ盡シ天壤無窮ノ 皇運ヲ扶翼シ奉ラン
コトヲ期スヘキ旨說示スルコト

收容者一人ニ付金十五錢ヲ限度トシテ餅「又ハ強飯」及適當ノ食菜ヲ選擇増給スルコト
右費用ハ一人五錢宛自廳支辨トシ同十錢宛ハ次回收容費過不足見込額調査ノ際ニ於テ之ヲ含メテ増額スルコト
訓話ノ資料トシテ別途 皇太子殿下 良子女王殿下御略歷附 皇太子殿下御結婚奉祝唱歌ヲ本支所各堂部宛送付スルコト

彙報

朝鮮總督府に刑務所教務調査會開設

刑務所に於ける教誨教育に關する事務の改良發達を圖ると共に其の統一を期する爲法務局監獄課内に教務調査會を設け毎週木曜日午後監獄課長室に於て會議を開催する事と

なり、之が調査委員には土居事務官、中橋典獄、及津村平塚兩教誨師囑託されたり。
而して其の第一回を客年十二月六日午後一時より監獄課長室に於て開催し各委員出席先第一着手として左の調査を開始することとなしたり。

- 一 各刑務所に於ける官本備付狀況(種類、員數、備付年月)の調査
- 二 同私本購入狀況(種類員數)の調査
- 三 本年一月以降各刑務所に於ける總集教誨の教案(教案なき向は題目及内容の概略)の取寄、教案作成の様式調査

尙當日は特に松寺法務局長閣下臨席せられ左の訓話ありたり。

松寺法務局長訓話

本日第一回教務調査會を開催するに方り其の劈頭に於て私より一言申述べたいと思ひます。

御存知の通行刑の目的は元、懲戒主義、懲戒主義でありましたが、今日は夫が感化主義とか徳性、涵養主義とか、性格改善主義とか云ふ風に變つて參りました、是罰刑の理論上當然であります、此の主義より見ますと刑務所の事務中教誨教育、醫務衛生と云ふことは益重要な任務になつて來るので、受刑者の體質からは醫學、心理上からは教

誨教育が重要問題であつて、形の上の戒護のみでは到底刑の目的を達することか出來ないのであります、乃ち教誨教育は重要な事項であるに拘らず、内地に於ては東西本願寺カ明治初年頃より此の教誨に努力し、又朝鮮に於ても監獄開設以來十數年間教誨に努めて居るか今日どれだけの効果がありましたせうか遺憾ながら數ふるに足らぬと思ひます、思ふに心的關係の事柄は形に見へ難く尺度を以て律することか出來ぬから、多少の効果があつたにしても形の上にて之を算し得なかつたのでありませうし、又事業の性質上困難であることか大なる効果を舉げ得なかつた主なる原因でありませうけれども一面より見て教務の運用を一に教誨師其の人の働に委せて毫も統一のものかなくしことも其の原因の一ではないかと考へます、即専門家の仕事であるから所長以下主任は單に輪廓に注意しても進んで其の内容に手を染めず、一方専門家たる教誨師は内容に付所長其の他主任の人に相談もしないで、専門の見地から處理した結果、相互の連絡を缺き教務の成績を十分に發揮することか得ないでなかつたかと思はれます、就きましては教誨師たる人は將來今少しく専門的の見地から立論したる意見を開示して所長以下に協調し、所長以下に於ても之に對應して深く研究を遂げたならば、教務改善を圖る上に於て甚だ有效ではありませうまいか、之を要するに現在の教務に付て

は大に研究改善の餘地かあらうと存します。

朝鮮の監獄は制度を定められたる際殆んど全部新設でありましたから先づ以て施設すべき事か甚だ多く外形の建物監房、工場、外圍等の施設に逐はれて今日迄経過し來ました、しかし昨今に至り外形は一應出來ましたから、是より内容の充實を期するの時に到着したのであります、一方世の識者中には此の刑務所の内容の問題に付て、即ち醫事衛生に付て又は教誨教育に付て論議を試みる人か追々に出て來まして、或は教誨の時期及方法に關して、或は教誨の材料の選擇に關して、又は教誨をする人に關して説を上下するやうになりました、例へば教誨は佛教の手にのみ委せずして耶蘇教の手でも宜いではないかと謂ひ、又佛教にしては如何と説くか如く、色々の意見があるのてあります、又翻つて一般民衆を見れば、社會主義とか共產主義とか、赤化宣傳、水平運動とか經濟論と政治論と錯綜して思想界は實に混沌たる有様であります、此の混沌たる社會より流れ來る入監者に對して如何に之を教化すべきか、是實に考慮すべき問題であります、國體の尊重すべきこと、國法の遵守すべきことの教化は勿論、其の他社會相愛心の喚起、或は商工業の道德の養成、或は職業勤勉、或は忍耐克己、數へ來らば教誨すべき事項が甚だ多いのであります、殊に衆

教信仰の少き朝鮮人に對しては其の風俗習慣に鑑み、其の國民性に稽へて如何なる方針、如何なる教誨を以て教誨すべきかは大に考慮と研究とを要する所であつて、又刻下の急務の一つであると存します、是教務調査會を設けたる所以であります、希くは委員諸君何卒教誨教育の制度に關し調査研究を重ねられ以て朝鮮の教務の向上發展に資せられんことを切望する次第であります。

朝鮮刑務所醫事衛生事務の改善

昨今朝鮮に於ては客年四月刑務所醫事衛生調査會を法務局に設置し其の囑託委員には斯界の權威たる佐藤醫學博士及内田、八柳兩保健技師が擧げられ、分拆其の他實地の調査の爲めには廣川氏の任命を見、専ら佐藤博士の指導に従ふことゝなつた。

調査會の會議は調査主題を在監者の糧食關係の問題に置き徹底せる調査を進め傍ら各種の實際的施設の各般に亘りて協議を遂げ熱心に調査研究に努めつゝある。統計其の他の調査材料は總て各刑務所の當該主任にて蒐集してゐる。

會報

總裁の更迭

輔成會長たる檢事總長鈴木喜三郎氏は司法大臣に陞任さ

れたので本會は同閣下を總裁に推戴した。今後大いに本會の爲めに高教を仰ぐ次第である。前司法大臣平沼駈一郎閣下は總裁の地位を去られたが、従前通り顧問として盡瘁することゝなつた。

會長の更迭

大正十年司法省行刑局長に就任し、又本會々々就任以來會務の爲めに盡瘁するところ多かりし山岡萬之助氏は今回刑事局長に轉任され大審院判事泉二新熊氏その後を襲はれた。山岡氏は會長就任以來筆紙に盡し難い程懇篤に指導され盡瘁された。同氏の會長の職を去られたのは痛惜に堪へざるところであるが、兄弟關係のある刑事局長の地位に在るのであるから従前通り盡瘁されることゝ聊か意を強ふする所である。山岡氏の會長在職時に於ける幾多の事業の計畫、施設等會の發展に就き抱負を披瀝して貢獻された功績は永へに滅びないのみならず今後の援助に依つて益發揮されるであらう。又新に會長に迎へた泉二新熊氏は刑法學者として夙に令名あり、多年練習所の講師として後進を指導誘放された。計畫された事柄で未だ實現せぬものもあり今後新に爲すべき多くの仕事もあるから會の發展の爲めに必ずや大いに盡瘁される事と信する吾等同人亦其指導を仰ぎて竭し度いと思ふ。

本會囑託文學士本田喜代治氏は今回大阪高等學校教授に赴任された。然し尙本會の囑託たること従前通りである。

新年名刺交換會中止

本會にて主催毎年元旦には行刑局員、在京刑務所職員が本會に集りて新年を祝し合ひ、名刺の交換で廻禮を履して居たが、本年は震災直後でもあるので中止した、従て廻禮も略した。

刑務官練習所卒業式豫定

目下開設中の刑務官練習所は來月七日にて學科の授業を打切りて其後數日に亘り筆記と口頭の試験を行ひ同十七日に卒業式を舉行する豫定である。

會計檢査院假事務所引上

當會階上講堂全部を會計檢査院の假事務所に貸與中の處同院假廳舎全部竣工したので先月末全部引上げた。狭き假講堂にて聽講して居た刑務官練習生も今春から廣々とした階上の大講堂に移り氣持よく講義を聴くことが出来るようになった。

教化用活動寫眞刑務所巡回映寫

本月下旬より山陽山陰九州、北陸、の方面を巡回映寫し三月は東北、北海道の方面を巡回する豫定である。

朝鮮清津刑務所逃走事件鎮壓逮捕功勞者表彰

前年七月八日(日曜日)朝鮮清津刑務所拘禁の鮮人受刑者

十三名が戒護看守に暴行を加へて破獄逃走せる事件が発生した。同所にては直ちに非番看守の非常召集を行ひ逮捕追跡に向はしめた。又捕縛を肯せず、反抗したる者には不得止拳銃を發砲し、帯剣を使用して、その日の中に十名を逮捕した。中三名は彈丸命中し又一名は劍創の爲死亡、尙ほ未逮捕三名はその後も引き続き警察署遺兵分遣所の應援を受けて極力捜査中の由、該事件に關し鎮壓逮捕に功勞顯著なる左記刑務官八名(協會々員六名、非會員二名)に對して本會は舊臘十二月十八日寄附行爲第五條第一項第十二號及會則第九條に依準して表彰狀と共に金一封を贈呈すべく、金五拾圓を總督府に送りて各人への贈金額に就ては分配方を依頼した。

功勞表彰者

- | | | |
|-----------|------|-------|
| 朝鮮人 | 看守部長 | 金 允 世 |
| 内地人(通常會員) | 看守 | 齋藤兼三郎 |
| 同(同) | 同 | 古賀豊松 |
| 同(同) | 同 | 前田節章 |
| 同(同) | 同 | 下村鐵夫 |
| 同(同) | 同 | 中村一男 |
| 朝鮮人 | 同 | 朴 昌 烈 |
| 内地人(通常會員) | 同 | 佐藤 一郎 |

大正十二年七月八日清津刑務所に於ける逃走事件に際し鎮壓逮捕に努力したる功勞尠からず、仍て本會寄附行爲第五條に依準し茲に金一封を贈呈し之を表彰す
大正二十年二月十八日 刑務協會々長山岡萬之助

名譽會員の推薦

前號所報高知刑務所職員の苦心と奔走とに依りて今日迄に左の諸氏より本會資金寄附申込を受けたので本會は直ちに名譽會員に推薦した。

- | | |
|-------|---|
| 二〇〇〇圓 | 野村茂久馬氏 |
| 二〇〇〇圓 | 濱田幸右衛門氏 |
| 二〇〇〇圓 | 井上善次氏 |
| 一〇〇〇圓 | 片岡武雄氏 |
| 一〇〇〇圓 | 外山久太郎氏 |
| 五〇〇圓 | 報道が前後するが曩きに豊多摩刑務所長の幹旋に依りて左記の寄附申込を受けたので曩きに和田氏を名譽會員に推薦しを贊助會員に推薦した |
| 一〇〇〇圓 | 和 田 豊 次 氏 |
| 一〇〇圓 | 梶原伸治氏 |
- 右の外本會事業の爲め關東監獄職員一同より二百圓の寄附を受けた。茲に掲げて感謝の意を表す。

贈與金

昨年十二月中旬に、會則第八條第四號に依り看守川崎慎三氏外二名に對して金十四圓以下十圓を、又同條第五號に依り看守高作久行氏外四十七名に對して五圓以上十七圓以下を總計三百十五圓を夫れ々退職に際して贈與した。

賀表賀賚を奉呈

皇太子殿下の御婚儀は月二十 六日の佳辰に芽出度行はせられた。此の御慶典に際し本會々長は會員を代表し賀表及賀賚を奉呈して表慶した。

本會建物の貸付

(史料編纂局其他に貸付す)

文部省は客年大震災火災に遭遇して各局は別れて事務を執つてゐるが、本月二十一日より同省の維新史料編纂局の假事務所の本會階下の一室を三月下旬迄の豫定で貸した。又昨今屢々開催さるゝ監獄法改正調査會、法制審議會、辯護士法改正委員會は本會の一室を會場に充てられてゐる。

寄附金

司法書記官本會理事辻敬助氏の長子舊臘死去せられたが今同忌日に當りて金二百圓を本會基金として寄附せられたので本會は快く受けて謝意を表し永く芳志に副はんことを期する。因に愛子生前通學の東京高千穂小學校及郷里の釋放者保護會にも多額の寄附ありたる由。

(氏名)

何事もわからない

當會の電話復舊開通
客年の大地震後當會の電話も久しく不通となつてわたが舊臘十二月二十六日より復舊開通を見るに至つた。電話局名並びに番號は左記の如く變更された。

- | | |
|----|-------|
| 青山 | 二九三三番 |
| 青山 | 二九三四番 |

これならよければ

犯罪捜査の上の指紋法ほど便利で確實な方法は今のところない。しかしその指紋法は従來繁雜多岐で仲々厄介なものであつた爲余ほど熟練したものでないと同類が困難であつた。司法省はこゝに見るところあり指紋部に命じて多年の研究苦心の結果遂に指紋學界唯一の原典として「日本指紋法」が出た。よつて刑務協會は之れを廣く頒布する爲裝幀紙質印刷に十分の注意をしながらしかも最も低廉に製本することに成功した。まあともかく讀んで見てその眞價を知つて下さい。

(定價金貳圓内地送料拾貳錢發行所司法省構内刑務協會振替口座東京二五〇五九番)

圖書紹介

第三六卷第八號

- 八一、ローゼンフェルド編纂、刑務所及び矯正教育制度の範圍に關するプロシヤ王國內務省の新法令録付一八九四年—一九〇三年内務省所屬刑務行政に關する命令の第一主要目錄
- 八二、カントン、アツペンツエレの民事訴訟法
- 八三、單獨判事、調停手續及び營業仲裁々判所に關する法規
- 八四、カール、ヒラー著、オーストリー刑務所及び同國裁判所々屬刑務所に於ける懲罰
- 八五、ローゼンフェルド主幹國際刑事協會の報告雜誌六
- 八六、スウイス刑事法雜誌
- 八七、一九一五年—二月三日のシュウイツ州に於ける民事訴訟法規
- 八八、獨逸行刑誌第五三卷
- 八九、レオンハド著現代刑事法の思潮と刑罰執行
- 九〇、ラインホルド、スタデ著、政治的犯人とその刑務所拘禁法
- 九一、エルンスト、ジーファート著刑罰拘禁の精神障害に關して
- 九二、テール著王國刑務官に對する所内及び事務規程
- 九三、リンベルグ著プロシアに於ける拘禁者及び釋放者に對する刑務教誨と慈善保護
- 九四、オーストリー刑務所作業
- 九五、ウイヘルン著、刑務所改良論
- 九六、スタデ著、刑務所生活より見たる婦人の型
- 九七、スタデ著、刑務所形象論
- 九八、吾等の今日の刑務所制度に關して
- 九九、ベネケ著、未決拘留所内に於ける教誨の特別觀を本とする刑務所研究論
- 一〇〇、アレキサンダー、ウインター著、エルマイラのニユーヨーク州立感化院
- 一〇一、フリードリッヒ、レッツマン著行刑醫論
- 一〇二、ハンツ、エルガー著刑罰執行の感化目的論
- 一〇三、獨逸刑法草案(一九一三、一九一九年)
- 一〇四、マクス、フォン、ペール著重懲役と輕懲役
- 一〇五、マルコヴィツチ著オーストリーに於ける刑務所制度
- 一〇六、ゲオルグ、クラインフェラー著自由刑執行に關するバイエルの參考書
- 一〇七、ザイファース著拘禁者の世界より
- 一〇八、ウオツレンチエン著プロシヤ司法官廳の拘禁者作

- 業利益金及刑務所財政に關する記帳と計算方
- 一〇九、雜誌ゲリヒツザール
- 一一〇、汎刑事學雜誌(ゲザムテ、ストラーフレヒツウイツセンシヤフト)
- 一一一、ランガー著累進制度論
- 一一二、ゾイフェルト著累進制度論
- 一一三、刑事法及刑事訴訟法實函
- 一一四、ウージュ、ル、ルーズ著
- 一一五、ロギン著パリの刑務所
- 一一六、州商工徒弟資金に關する規則
- 一一七、司法制度法案要約
- 一一八、工事審査會に關する一九一一年八月二十四日の法律(佛)
- 一一九、一九一〇年の共和國及びカントン、ゼネバの法廷の運用
- 一二〇、ポール、ル、ルージュ・エ、アレーン、ガルニエール著刑務所警察及懲戒
- 一二一、グヨー著未來の無宗教
- 一二二、ジュグー及マラー共著盛代の刑務所終末
- 一二三、刑務所に於ける兒童
- 一二四、アルフレッド、ビーナーグレーバー著拘禁者及釋放者の作業に就て
- 一二五、カントン、グラウビュンデンの法規集覽
- 一二六、ゲオルグヒルス他數名共著獨逸國年代表
- 一二七、パーゼル、スタツト州控訴院報第五六號
- 一二八、仲裁々判所に關する法規
- 一二九、ユリウス著、刑罰と刑務所に關して
- 一三〇、行刑制度の再結
- 一三一、一九二〇年度の事務及び豫算に關するグラウビュンデン州の小顧問會の報告
- 一三二、リープマン著刑事法改正論
- 一三三、ライン、ウエストフアリア刑務協會年報
- 一三四、修業年期規程
- 一三五、シレンシア刑務協會年報
- 一三六、ウリ州國家行政及び司法に關する計算報告
- 一三七、司法に關する計算報告
- 一三八、控訴院及び上告裁判所の計算報告
- 一三九、セント、ガツレン州の大顧問會に於ける同州の裁判所
- 一四〇、バイエルン刑務所及び裁判所々屬刑務所内の拘禁者の從業に關する理由書
- 一四一、アウルガウ控訴院報
- 一四二、州顧問會に於ける州裁判所の計算報告
- 一四三、バーゼラント州地方委員の債務取立及び破産に

圖書紹介

關する控訴院及監督官廳の公報

一四四、ツツフ州控訴院の計算報告

一四五、州裁判所及びその擢の公報

一四六、法律經濟哲理事論

一四七、プロシヤ行政新紙

獨逸司法官新聞

バイエルン司法雜誌

少年裁判所及び保護感化の後見制度に關する中央

新紙

グリヒツ、ツアイテウング

サクソニア司法實函

獨逸法律新紙

雜誌「法」

一四八、司法に關するソロチユルン州控訴院報

一四九、ルツエルン州控訴院計算報告

一五〇、ベルン、ウンターワルデン州の報告

一五一、ゲオルグ、シエフアネル著獨逸刑務所

一五二、ヴィーチュ著刑罰執行中の外役の地位

一五三、エドガール、ジャフエー編社會科學と社會政策實

一五四、外國の行刑制度を斟酌したるオーストリー行刑制

右の中新聞雜誌は主として行刑と關係あるものを集めたので新しみのみといふ譯ではない。從來あるものの中で目立つて居るものはゲフエングニツクンデの一卷以來全部をろつて居ることとルビユ、ペンタンシエールがいくらかある位のもだが日本の古い刑罰資料は比較的が多い。圖書の貸出しに付ては室内だけにして貰ひ度い。然し閱書は自慢に價する程澤山あるから讀んで貰ひ度い。閲覧の場所に於ては他の研究にさわらない様に靜かにして戴き度い。尙地方の諸君の中に圖書(但行刑に限ること)の選擇利用方法その他に關しての間合せは圖書室宛に願ひ度い。その他簡單な行刑論の研究質問は出来るだけ本誌で圖書室より御答へすることにする。(A, M生)

度

司法省指紋部編纂

日本指紋法

四六版裝幀美天金アート刷
寫眞版百頁總頁數參百五十頁
定價金二圓 内地送料十二錢

本書は現行の指紋分類を基礎とし從來の繁を去り素を補ひ簡要宜を得たるもの苟も指紋の原則を知らんとするものは本書によつて忽ち釋明さるゝことあるべし

- 完全なる指紋原紙にあらざれば前科ある者も之を發見することが出來ぬ
- 完全なる原紙を作成せんとするには指紋法分類上の知識が必要である
- 指紋分類上の知識を得んとするには本書に據らざるべからず

色特の書本

- 一、日本に於ける指紋法唯一の原典なること
- 二、分類上基礎確立したること
- 三、指紋法の革命たる觀あること
- 四、實物指紋及圖解豊富なること
- 五、分類統一の使命を有すること
- 六、實費を以て提供すること

二 月 號

日本政法新誌

第二卷 第二十二號

(號四十二百二第)

自由刑執行上の假出獄の價値……………正木亮
 ケルゼン「神と國家論」の梗概……………坂塚敏夫
 ジヤン・ボードダンの政治思想……………松平齊光
 國際法の强行性……………山名壽三
 帝都震災後の借地借家爭議調停の概略(一)……………遠藤登喜夫
 行爲の違法性(二)……………島田武夫

資料

白耳義に於ける勞働保護法の發達……………中丸叶

漫録

○近頃の小説○讀書……………吐雲山人

雜纂 日本大學記事、會員消息

發賣所東京神田

今川小路

清水書店、光榮館、

一ツ橋通

岩斐閣書房

松平齊光 山名壽三 遠藤登喜夫 島田武夫 中丸叶 吐雲山人

東京神田本學

日本政法學會發行

(匣五錢一金稅郵錢十五金冊一價定)

謹賀新年

甲子元旦

刑務協會

山岡萬之助 宮城長五郎 松井和義 辻敬助 有馬四郎助 寺崎勝治 大月義平 大野數枝 香川又二郎 伊藤忠次郎 島田榮造 書記一同

價 表	廣 告 料		注 文 規 定
	五號活字半段一行	普通等一頁	
六冊(稅共)	金一圓二十錢	金三四十五	●●御注文はすべて前金のこ 振込のこと、但なるべく振替を利用せられたい の御注文の際は必ず送附先明記のことと從つて轉居 の際には新舊住所を御届下されたいし
十二冊(稅共)	金二圓四十錢	金四十五	

明治二十七年三月二十六日第三種郵便物認可
 大正十三年一月三十一日發 刷 納 行本
 大正十三年一月三十一日發 刷 納 行本

發 行 所 東京市四谷區西日比谷町一丁目
 電話 青山二九三三、二九三四、二九三五
 東京市四谷區左門町七十一番地
 東京市四谷區左門町七十一番地
 東京市神田區三崎町三丁目一丁目
 株式會社 榮 合
 東京市牛込區市ヶ谷富久町六〇番地
 東京市四谷區左門町七十一番地
 東京市神田區三崎町三丁目一丁目
 株式會社 榮 合
 東京市牛込區市ヶ谷富久町六〇番地
 東京市四谷區左門町七十一番地
 東京市神田區三崎町三丁目一丁目
 株式會社 榮 合
 東京市牛込區市ヶ谷富久町六〇番地
 東京市四谷區左門町七十一番地
 東京市神田區三崎町三丁目一丁目
 株式會社 榮 合

